

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	29 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	30 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から51年3月まで

私は、昭和51年ごろだったように思うが、夫の転勤によってA町（現在は、B市）に転居した。国民年金の給付は厚生年金保険に比べて少ないので少しでも多くしたいと思ったことと、保険料を25年以上納めないと年金をもらえないと聞いていたので、転居してまもなく役場に行き、その月から保険料を支払うつもりで国民年金の加入手続を行った。その時、役場の職員から、「過去5年までなら、さかのぼって納付できます。」と勧められ、そのようなことができることを初めて知った。そうであれば、老後に少しでもゆとりのある生活ができることを願い、さかのぼって保険料を納付することにした。必要な金額を聞いて、次の日かそう遠くない時期に、保険料を用意して改めて納めに行った。お金は、当時のC銀行（現在は、D銀行）E支店の夫の普通預金口座から約30万円を引き出して、25万円くらいを一括で支払ったと思う。そのときの領収書を5、6年前まで持っていたが、処分してしまった。領収書さえ手元にあったらと悔やまれる。私は、当時から保険料を1年分一括して支払うようにしており、その後の保険料も前納した方が少し割引きしてもらえるので、まとめて前納してきた。申立期間については、その後に1年分を一括して前納していたものとは異なる納付として特に記憶に残っており、当時は、家計をやりくりして納付したと思う。よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、昭和

54年1月19日に払い出されていることが確認できる上、A町の国民年金被保険者名簿には、受付年月日54年1月8日と記載されていることが確認できることから、申立人はこのころに加入手続を行ったものと推認できるところ、同時期は第3回特例納付の実施時期（53年7月から55年6月まで）であり、申立人は、本来、任意加入被保険者であったが、当該手続において強制被保険者とされたことから、申立期間について特例納付することが可能であった。

また、申立人は、申立期間に係る保険料として、「金融機関で30万円を引き出し、約25万円を納付した。」としているところ、第3回特例納付で申立期間の保険料を納付した場合に必要な金額は25万2,000円であり、申立人の証言とほぼ一致する。

さらに、申立人は、申立期間の直後の昭和51年度及び52年度の各1年分の保険料（1万6,800円及び2万6,400円）をそれぞれ異なる時期にまとめて過年度納付しており、加入手続を行った53年度1年分の保険料（3万2,760円）についても一括して現年度納付していることが確認できるが、これらの保険料は、申立人の証言する金額（約25万円）とは大きく異なる上、申立人は、その後の期間の保険料について繰り返し1年分の保険料を一括して前納していることが確認できるところ、申立人は、申立期間に係る保険料の納付は、期間及び金額共にほかの1年分の保険料納付とは異なる特別な出来事であったと記憶しており、その証言内容には信憑性^{びよう}がうかがえる。

加えて、A町の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、昭和51年度及び52年度の過年度納付について、金額及び納付年月日が具体的に記載されており、当時、同町では国庫金の収納に関与していたことが推認できることから、申立人が同町役場で申立期間の保険料を納付したとする主張に不自然さ^うがえな^い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、A社を昭和59年8月31日に退職後、B事業所に就業した。その事業所には厚生年金保険が無く、母親は私の将来を心配して、61年4月ごろにC市D区役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。また、母親は、その日のうちにE銀行（現在は、F銀行）G支店で預金を引き出し、そのお金を持って再び同区役所に行き、さかのぼって1年分の保険料8万880円を窓口で支払ってくれた。

ねんきん特別便が自宅に送られてきて、加入時に母親がまとめて1年分支払ってくれた期間の保険料が未納になっていることに大変驚いた。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親によると、昭和61年4月にC市E区役所で申立人の国民年金加入手続を行い、窓口で昭和60年度（12か月分）の手書きの納付書を発行してもらい、すぐに同区役所で保険料を納付したとしているところ、i) 同市の60年度の国民年金収滞納一覧表によれば、申立人の異動処理月は61年5月と記録されていることから、申立人は同年4月に加入手続したことが推認でき、60年度の現年度納付書が発行されていることも確認できる上、ii) 同市によれば、被保険者から申出があれば、窓口で納付書を発行していたとしており、前年度の保険料は、翌年度の4月中であれば現年度保険料として区役所の窓口で納付できるが、5月以降であれば、過年度納付となり窓口で納付できないとしていることから、申立人の主張内容と一致する。

また、申立人の母親によると、申立人の国民年金加入手続時に、C市E区役所の窓口で職員の説明を聞きながら年金手帳にメモ（昭和59年度、60年度の

保険料額)を書き、これに基づき預金から必要な金額を引き出して、その日のうちに同区役所で保険料を納付したとしているところ、申立人が所持する年金手帳から当該メモの記載内容が確認できる。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出日以降に保険料の未納は無く、平成2年2月から付加年金にも加入するなど納付意識が高い上、申立人の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親も、制度発足時に加入後、保険料をすべて納付しており、昭和57年10月からは付加年金に加入するなど納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和44年1月から同年3月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで

私は昭和44年に結婚し（婚姻届出は47年）、その際、父親から年金手帳を受け取り、これからは自分で国民年金保険料を納付していくように言われ、その後は自分で保険料を納付してきた。年金を受給する手続の際にも、A市役所の職員から、未納期間は無いとの返事をもらっていたのに、自宅に送られてきたねんきん特別便を見ると、未納期間がいくつか存在していることがわかり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、3か月と短期間である上、申立期間①及び③も含めた申立期間以外に未納期間はなく、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立期間②直後の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料を第2回特例納付により納付していることが確認できることから、36か月の国民年金保険料について特例納付を行いながら、直前の3か月と短期間の、申立期間②の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年9月24日に申立人の姉と連番で払い出されていることが確認でき、それ以前に

別の相手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとしている申立人の父親は既に亡くなっており、申立期間①当時の具体的な納付状況について確認することができない上、オンライン記録によると、申立人の姉についても申立期間①の国民年金保険料は未納となっていることが確認できることから、申立人の父親が、申立人の姉と共に国民年金の加入手続を行った昭和 39 年度の国民年金保険料から、納付を行ったものと考えるのが妥当である。

さらに、申立期間③については、申立人は、社会保険事務所（当時）発行の過年度納付書を所持していることから、申立期間③の国民年金保険料を現年度納付していなかったものと推認される上、当該納付書には、3 枚複写のうち 1 枚目の「納付書・領収証書」及び 2 枚目の「領収控」が残っており、そのいずれにも領収印が無いことから、申立期間③の国民年金保険料を納付していた状況はうかがえない。

加えて、申立人が申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年5月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月から56年3月まで

私が32歳の時、母から国民年金に加入するように勧められたので、A市役所で加入手続を行い、国民年金手帳を交付してもらった。また、国民年金に加入後は、保険料を必ず納付してきた。

年金記録を確認したところ、加入当初の昭和55年5月から56年3月までが未納とされていることがわかったが、国民年金に加入後は保険料を必ず納付しているのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人は、申立期間後、60歳に到達するまで、保険料を全て納付済みである上、申立人の所持する年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳の資格取得日はいずれも同年5月12日に任意加入と記録されていることが確認できることから、納付意識の高い申立人が任意加入をしておきながら、加入当初の期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、上記A市の名簿の検認記録欄を見ると、昭和56年度が完納と記録されているものの、当該年度欄の数値は「55」から「56」に手書きにより訂正されていることが確認できるが訂正印が押されていないなど、その事務処理が適正に取り扱われていない状況がうかがえ、以上のことを踏まえると、申立期間について、申立人が納付を行っていたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

昭和49年10月に勤務していた会社を退職し、しばらくアルバイトなどをした後、50年3月に現在勤務している会社に就職したが、当時はまだ、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。同年1月ごろに母が私の国民年金の加入手続きを行ってくれ、会社が平成4年に厚生年金保険の適用事業所となるまでは、母に保険料を預けて納めてもらっていた。

年金記録を確認したところ、加入当初の納付済期間後の1年間で未納とされていたが、平成4年に厚生年金保険被保険者となるまで国民年金保険料を未納とすることなく納めており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無く、申立期間の同保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金の加入期間のうち昭和36年度を除き未納期間が無いことから、申立人及びその母親の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和52年1月20日に払い出されていることが確認できるところ、国民年金被保険者台帳によると、申立期間直前の50年1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる上、A市の収滞納一覧表によると、申立期間直後の昭和51年度の同保険料を52年3月3日に一括で現年度納付していることが確認できることから、納付意識の高い申立人及びその母親が、12か月と短期間である申立期間について、納付していたものと考えても不自然ではない。

さらに、その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月

私は、父から将来困らないように国民年金保険料は払っておくべきものだとわれ、そのとおりだと認識していた。そのことがあり、夫が無職の時は保険料の免除を申請し、生活が安定すれば、追納をしようと思っていた。夫は昭和60年1月から4月までの期間について申請免除が承認されたが、私は59年4月から60年3月までの保険料を前納していたため、60年4月のみ申請免除が承認された。平成4年1月7日に市役所で追納の納付書を作成してもらい、夫と一緒に郵便局で追納したにもかかわらず、夫のみが追納とされており、私は追納とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫と共に追納したと主張しているところ、オンライン記録によると、申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を納付（追納）済みであることが確認できる。

また、申立人は、A市役所で納付書を作成してもらったと主張しているところ、本来、国民年金保険料の追納の納付書は社会保険事務所（当時）で発行され、オンライン記録に追納申出の履歴が記録される上、納付書は機械印字により作成されるところ、申立人の夫が所持する、その夫が申立期間の国民年金保険料を納付（追納）したことを示す納付書は手書きで作成され、オンライン記録において追納申出の履歴が確認できない上、A市によると、追納に係る手書きの納付書を市役所で作成していたことがあるとしており、申立人の主張と符合する。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間の前後は納付済みである上、申立人が納付したとする申立期間の追納保険料は6,740円であったとしているところ、申立期間の保険料額と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月16日から同年5月16日まで

私は、A社に昭和56年4月1日付けで入社し、61年5月15日付けで退職したが、ねんきん特別便の記録では厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年4月16日と記録され、退職後すぐに加入した国民年金加入日が同年5月16日となっており1か月の空白期間があるのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された社内報及び昭和61年4月21日付けの組織図、申立人が保管する退職にあたっての同社からの表彰状の写し、及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社において同年5月15日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社は、「申立人は、昭和61年5月15日まで在籍していたので、4月の保険料は5月の給与から控除されていたと考えられる。」と回答している。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和61年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、A社が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、同社が申立人の資

格喪失日を昭和 61 年 4 月 16 日として届け出たことが確認できることから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、平成10年5月から同年12月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年5月1日から11年1月21日まで
申立期間に係る私の厚生年金保険の標準報酬月額は、受け取った「ねんきん定期便」に記載されている金額と相違しているので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係るオンライン記録において、申立期間のうち、平成10年5月から同年9月までについては、当初、申立人が主張する標準報酬月額の44万円と記録されていたところ、同年9月28日付けで、同年5月1日にさかのぼって28万円に引き下げられ、かつ、同年10月から同年12月までは28万円で届出されていることが確認できる。

また、A社の元代表取締役及び元取締役を含む17人全員についても申立人と同様に平成10年9月28日付けで同年5月1日にさかのぼって標準報酬月額が、それぞれ引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、A社の元代表取締役は既に死亡しているため確認できず、元取締役や元同僚からも、申立期間当時、申立人の報酬月額が28万円に減額されたことをうかがわせる供述は得られない上、申立人の所持する当該期間に係る給料明細書の支給金額合計額及び家計簿に記載された給与の金額は、当初記録されていた標準報酬月額に近似していることが確認できる。

また、不納欠損整理簿に記載されたA社の保険料滞納額から、申立期間初期には、既に同社において厚生年金保険料等の滞納があったことが推認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成10年9月28日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、申立人について同年5月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったことは認め

られない。

したがって、申立人の申立期間のうち、平成10年5月から同年12月までに係る標準報酬月額については、44万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成11年1月については、申立人の所持している給料明細書から、申立人が当該月に厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は平成11年1月21日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できるところ、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、さらに同法第81条第2項において「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされていることから事業主は当該月については申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を負っていないものと認められる。

これらのことから、平成11年1月については、厚生年金保険被保険者期間として認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年5月10日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月21日から20年5月ごろまで

私は、学校を卒業してすぐの昭和19年1月から同級生二人(以下「同級生C」及び「同級生D」という。)と一緒にA社E事業所に入社した。

昭和19年10月21日には、同級生Cと共にA社B事業所に転勤し、20年5月ごろまで勤務したが、同事業所に転勤となって以降の記録が抜け落ちている。

私は、昭和20年5月にB29の爆撃に遭い、F市にあった実家は半壊し、当時の上司が避難先の小学校まで見舞いに来てくれたことを記憶しており、少なくともこのころまではA社B事業所に勤務していたことは間違いないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社E事業所から同社B事業所に転勤した経緯及び自身が戦災に遭った事実の経過の説明には具体性がある上、同級生Cが、「昭和20年5月10日に陸軍に入営するまで申立人は同社B事業所で勤務していた。」と証言していることから判断すると、申立人は、申立期間において同事業所に継続して勤務していたと推認できる。

また、同級生C及びDの証言内容から、申立人と同級生C及びDの3人は、入社後同時期にA社E事業所から同社B事業所に転勤していたと推認できるところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」

という。)及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)においては同事業所における当該3人の厚生年金保険被保険者記録は見当たらないものの、オンライン記録では、同社が閉鎖された昭和20年8月*日まで、同級生Dの記録のみが被保険者記録として存続していることから判断すると、申立人についても、同事業所に転勤して以降の申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたと推認できる。

さらに、A社B事業所に係る被保険者名簿について、日本年金機構G事務センターは、「同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和20年8月26日以降に何らかの事情により、各事業所で資格を取得していた被保険者を一つの被保険者名簿にまとめて書き換えられている。」と回答しており、当該事業所に係る被保険者名簿を紛失していたことがうかがえる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主はその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和19年10月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、少なくとも同級生Cが陸軍に入営したときまで在籍していたと考えられることから、20年5月10日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該期間の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、事情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成3年9月26日にA社に入社して以来継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る人事記録及び給与明細書並びに雇用保険の被保険者記録により、申立人は同社において継続して勤務し（平成14年8月1日に同社から関連会社のB社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成14年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格喪失日を誤って届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成14年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年7月20日）及び資格取得日（47年3月4日）に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月20日から47年3月4日まで

私は、昭和43年3月にA社に入社し、52年9月に退職するまでの間、継続して同社と雇用関係があったと認識していたが、私の年金記録によると、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとされており、納得できない。

私は、A社から配置転換命令及び懲戒解雇を受けたため、B地方労働委員会に対して、不当労働行為として救済申立を行い、同委員会の救済命令により、昭和47年3月からは職場復帰している。また、C地方裁判所に対しても地位保全の仮処分を申請し、私の主張が認められた。

A社との雇用関係は継続していたと認識しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B地方労働委員会に対して不当労働行為としての救済申立及びC地方裁判所に対して地位保全の仮処分の申請を行った。」と主張しているところ、当時の地位保全の仮処分の申請に係る書類等は残っていないものの、同委員会が保管する昭和47年版年報によると、申立人は、同委員会に対して、46年2月1日付けでなされたD業務からE業務への異動及び同年7月19日付けでなされた懲戒解雇についてそれぞれ不当労働行為として申立てを行っており、47年2月*日付けで全部救済として終結していることが確認できる上、

救済内容については、「被申立人は、申立人に対し、46年7月19日付けでなした懲戒解雇及び同年2月1日付けでなしたE業務への配置転換命令を取消し、同人をF業務に復帰せしめ、かつ、解雇の日からF業務復帰までの間に同人に支払われるべき賃金相当額を支払わなければならない。」とされている。

また、上記の救済申立及び仮処分申請を担当した弁護士は、「当時の資料は残っていないものの、いずれの申立ても申立人の主張のとおり仮処分が認められて職場に復帰していることから、申立人に対して賃金相当額が支払われ、税金や社会保険料等も解雇前と同じ状態で控除されていたと推認される。」と証言している。

さらに、「解雇の効力につき係争中の場合における健康保険等の取扱について」（昭和25年10月9日保発第68号厚生省保険局長通知）によると、労働委員会又は裁判所が解雇無効の判定をなし、その効力が発生したときは、当該判定に従い遡^{そきゅう}及して資格喪失処理を取り消すとされている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和45年10月のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る「地位保全の仮処分決定」があった旨の届出が社会保険事務所に行われていれば、申立人の資格喪失の取消しの処理が行われるはずであるが、社会保険事務所の記録によると、取消しの処理は行われておらず、申立人に係る資格取得日を昭和47年3月4日とする処理が行われ、新たに別の健康保険番号を付番していることを踏まえると、事業主は申立人に係る「地位保全の仮処分決定」があった旨の届出は行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年2月は3万6,000円、同年3月は3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月1日から同年4月1日まで

昭和45年から勤務したA社の給与明細書が出てきた。同年2月及び3月分の給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和45年2月及び同年3月の給与支給明細書により、申立人がA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書から、昭和45年2月は3万6,000円、同年3月は3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年5月10日から同年8月26日までの期間については、事業主は、申立人が同年5月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月26日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月10日から同年9月20日ごろまで

私は、尋常高等小学校高等科を卒業後、昭和15年ごろA社B工場に入社し、終戦前に同社C工場に転勤した。会社の要請により終戦後の残務整理をした上、20年9月20日ごろまで勤めて退職したが、同年5月10日以降の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和20年5月10日から同年8月26日までの期間については、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できないが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は17年6月1日にA社において被保険者資格を取得し、同社B工場から同社C工場への異動により、20年5月10日に同資格を喪失していることが確認できるところ、上記被保険者名簿において資格喪失原因として「Cへ転勤」との記載が確認できる。

また、申立人は「C工場に転勤して間もなく、同工場が空襲を受けた。」としているところ、昭和20年5月*日にA社C工場及びその周辺地域が空襲を受けていることが文献等により確認できる上、同工場における空襲の被災状況、空襲後及び終戦後の同工場における操業の状況に関する申立人の説

明は具体的であり、申立期間当時、同工場において被保険者資格を有する複数の元従業員の証言とおおむね一致する。

さらに、申立人と同様に、A社B工場から同社C工場へ転勤したことが確認できた11人についてみると、11人全員が同社B工場に係る被保険者資格の喪失日と同日に、同社C工場で同資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人が氏名を記憶する異動前のA社B工場の元同僚（同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和20年8月26日に資格喪失）は、「申立人は、仕事の良くできる同僚だったとはっきり記憶しており、正社員であったことは間違いない。」と証言している。

これらのことから判断すると、申立人は、昭和20年5月10日から同年8月26日までの期間、A社C工場において勤務し、厚生年金保険の被保険者であった当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、日本年金機構D事務センターは、「現在、保管している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和20年8月26日以降に何らかの事情により、各事業所で資格を取得していた被保険者を一つの被保険者名簿にまとめて書き換えられたものである。」と回答しており、同社に係る当該期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は紛失していたことがうかがえる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失等した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年5月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である同年8月26日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち、昭和20年8月27日から同年9月20日までの期間については、A社は上記のとおり同年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

また、A社の後継会社であるE社は、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる直前の昭和20年8月24日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるものの、オンライン記録において、申立人の同社に係る被保険者記録は確認できない上、申立人は、「私が配属されていた部署において、終戦後の残務整理のために残った作業員は、私を含めて2から3人であるが、一緒に残った同僚の名前は覚えていない。」としており、申立人の勤務実態を確認することができない。

また、申立人は、「会社の解散に伴い、A社が新しい名称の会社（E社）に変わったことも知らず、新会社に再入社する手続きをした記憶もない。昭和20年8月いっぱいまで勤めた記憶はあるが、同年9月はいつまでいたか、給料も貰ったかどうかははっきり覚えていない。」と供述しており、勤務期間に関する申立人の記憶も明確ではない。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立期間のうち、平成8年10月から9年9月までの期間については、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から10年2月26日まで

「ねんきん定期便」を確認したところ、申立期間については、所持している賃金支払明細書に記載された内容と異なるように思うので確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社に係る申立人のオンライン記録において、申立期間のうち、平成8年10月から9年6月までについては、当初、申立人が主張する標準報酬月額の24万円と記録されていたところ、同年6月11日付けで、8年10月1日にさかのぼって15万円に引き下げられ、かつ、9年7月から同年9月までは15万円で届出されていることが確認できる。

また、A社の元代表取締役を含む9人全員についても申立人と同様に平成9年6月11日付けで、8年10月1日（資格取得日が当該日以降の者については、各々の資格取得日）までさかのぼって標準報酬月額が、それぞれ引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、A社の元代表取締役は居所不明のため確認することができず、元同僚からは、申立期間当時、申立人の報酬月額が15万円に減額されたことをうかがわせる供述は得られない上、申立人の所持する当該期間に係る賃金支払明細書の支給金額合計額は、当初記録されていた標準報酬月額に近似していることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票によると、申立期間より前の平成4年10月から既に同社において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成9年6月11日付けで行われた

^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、申立人について8年10月1日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったことは認められない。

したがって、申立期間のうち、平成8年10月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額については、24万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成9年10月から10年1月に係る標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

当該期間については、オンラインに記録されている標準報酬月額と申立人の所持している賃金支払明細書から確認できる標準報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社B工場）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和33年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月1日から34年1月1日まで

私は、昭和33年11月にA社B工場に臨時工として入社した。34年4月から正社員として勤務、44年10月までD作業を行っていた。給与は、月に2回支払われ、申立期間に、保険料が控除されていたことを示す賃金支給明細表もある。33年11月及び同年12月の2か月分の厚生年金保険の記録が無いので、調査して納得のいく回答がほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賃金支給明細表により、申立人が申立期間にA社B工場勤務していたことが確認できる。

また、上記の賃金支給明細表によると、健康保険料と厚生年金保険料の内訳の記載はないものの、昭和33年11月分及び同年12月分の給与（各月それぞれ2回支給）から、健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立人の雇用保険（当時は、失業保険）の被保険者資格取得日は厚生年金保険と同日の昭和34年1月1日であるところ、賃金支給明細表によると、33年11月分及び同年12月分の給与から失業保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和34年1月の社会保険事務所（当時）の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和28年2月21日から同年7月9日までの期間について、事業主は、申立人が同年2月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月9日に喪失した旨の届出を社会保険出張所(当時)に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年6月1日から18年3月27日まで
② 昭和20年9月1日から21年4月1日まで
③ 昭和27年4月1日から35年2月1日まで

私は、昭和17年春に高等小学校を卒業後、A社に入社し、終戦を迎えるまでの間、同社に勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いとされており、納得できない。

また、A社を退職した後は、具体的な時期は特定できないものの、昭和20年9月ごろからB社において勤務を開始したが、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が21年4月1日とされていることに納得できない。

さらに、昭和27年4月1日から35年1月31日までは、B社の事業主が経営していたC社において継続して勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者期間が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「申立期間③においてC社に勤務していた。」と主張しているが、同社は厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

しかし、申立人は、「C社の事業主及び事業所所在地がB社と同じであった。」と供述しているところ、申立期間③のうち、昭和28年2月21日から同年7月9日までの期間について、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険

者名簿の中に、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録（同年2月21日から同年7月9日まで）が確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、当該期間について、資格取得日の記載が確認できないものの、B社の事業所名称、資格喪失日及び被保険者名簿と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号が確認できることから、上記の未統合記録は、申立人の記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、申立人は、「昭和17年春に高等小学校を卒業し、A社に入社した。」と主張しているが、同社は、「申立期間当時の資料は保管していない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社において同時期に勤務を開始したと記憶する元同僚二人の被保険者資格取得日は、申立人と同年同月の昭和18年3月27日及び同年3月28日であることが確認できる上、当該元同僚のうち連絡先が判明した一人に対し文書により照会したところ、同人は、「勤務した期間と厚生年金の記録は一致しているが、申立人のことを記憶していない。」と回答しており、申立人が申立期間①に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

- 3 申立期間②について、申立人は、「昭和20年9月1日からB社において勤務を開始した。」と主張しているが、日本年金機構は、「同社は、昭和21年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっている。」と回答していることから、申立期間②については同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記憶する元事業主及び元同僚3人についても、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と同日の昭和21年4月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、元事業主及び元同僚については、連絡先が不明であることから、当時の状況について聞き取りを行うことができない。

- 4 申立期間③について、申立人は、「C社において勤務した。」と主張しているが、日本年金機構は、「同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。」と回答している上、上記のとおり申立期間③の一部はB社の被保険者であることが確認できる。

また、申立人が記憶する元事業主及び元同僚については、連絡先が不明であるため、当時の状況について聞き取りを行うことができないことから、申

立人の勤務状況について確認することができない。

- 5 このほか、申立人が申立期間①から③まで（未統合期間を除く。）について、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和21年4月1日から22年5月2日までの期間については、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を同年5月2日とし、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間③については、昭和28年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から23年1月1日まで
② 昭和23年1月1日から24年11月1日まで
③ 昭和28年3月1日から同年4月1日まで

私は、昭和14年4月1日から50年9月30日までA社に勤務していたが、年金記録では、入営により休職していた21年4月1日から23年1月1日までの期間（申立期間①）、除隊して同社C出張所に復職した同年1月1日から24年11月1日までの期間（申立期間②）、及び同社D支店から同社E出張所に転勤した前後の28年3月1日から同年4月1日までの期間（申立期間③）に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の申立人に係る社内歴において、昭和14年4月1日に入社し、応召期間を経て、23年1月1日に同社に復職している旨の記載があることから、申立人は、当該期間において同社に継続して在籍

していたことが確認できる。

また、F県が発行した申立人に係る軍歴証明書によると、申立人は、昭和15年2月26日から22年11月22日までの期間において、陸軍に応召していたことが確認できるところ、旧厚生年金保険法第59条の2では、19年10月1日から22年5月2日までの期間に厚生年金保険被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであると考えられる。

以上のことから、申立期間①のうち、昭和21年4月1日から22年5月2日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に基づき、1万円とすることが妥当である。

2 次に、申立期間③については、上記の社内歴によると、申立人はA社に継続して勤務(昭和28年3月11日に、同社D支店から同社E出張所に異動。ただし、オンライン記録では、同社D支店において同月1日に資格を喪失し同年4月1日に同社B支店にいて資格を取得した記録となっている。)し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、厚生年金保険被保険者資格取得日については、A社の回答から昭和28年3月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和28年4月の申立人のA社B支店に係る社会保険事務所(当時)の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、納付を確認できる関連資料が保存されていないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 一方、申立期間①のうち、昭和22年5月3日から23年1月1日までの期間については、応召期間ではあるものの、旧厚生年金保険法第59条の2の規定が適用されない期間である。

また、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料や周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、A社の申立人に係る社内歴から、申立人は、復職後の昭和23年1月1日から24年10月31日まで同社C出張所に勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社C出張所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料や周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち昭和22年5月3日から23年1月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年7月31日から同年8月1日まで

私は、昭和40年3月1日にA社に入社し、51年7月末に退職するまでの間、継続して勤務していたが、同社から関連会社であったC社に異動となった際の記録が44年7月31日に資格喪失し、同年8月1日に資格取得とされ、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社からの回答及び当時の同僚の証言から判断すると、申立人はA社及び関連会社であるC社に継続して勤務し（昭和44年8月1日にA社からC社へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和44年6月の社会保険事務所（当時）の記録から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため回答できないとしているが、事業主が申立人に係る資格喪失届を昭和44年8月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間における保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年1月30日から同年10月1日までの期間について、事業主は、申立人が主張する44年10月1日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和44年1月から同年4月までの期間は2万2,000円、同年5月から同年9月までの期間は3万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年9月30日まで
② 昭和44年1月30日から同年10月1日まで

私は、A専門学校に在学中だった昭和43年1月から同年9月まで、教材の作成に携わりながら講師になるための指導を受け(申立期間①)、卒業直後の同年10月1日から翌44年9月末までの1年間、講師として二つのクラスを受け持った(申立期間②)。

ところが、年金記録によると、私のA専門学校における厚生年金保険被保険者期間は、昭和43年10月1日から44年1月30日までの期間とされており、加入期間の前後となる申立期間①及び②の期間の記録が欠落しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A専門学校が作成、保管している社会保険台帳の記録、雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の証言により、申立人が当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立人のA専門学校における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、オンライン記録では昭和44年1月30日となっているものの、同校に係る健

康保険厚生年金保険被保険者名簿には同年9月30日と記載されている上、同名簿の申立人に係る標準報酬月額の変せん欄には、同年5月に標準報酬月額を改訂した記載があることが確認できる。

さらに、A専門学校では、被保険者ごとに厚生年金被保険者台帳を作成して、同校の在職期間中の被保険者資格期間を管理しているところ、申立人の同台帳によると、被保険者資格喪失日が、いったん昭和44年9月30日と記載され、その後、同年10月1日に訂正されていることから、事業主は、申立人の被保険者資格喪失日を44年9月30日として社会保険事務所(当時)に届け出たものの、同年9月分の保険料を申立人の給与から控除していたことから、同台帳の記録を同年10月1日に訂正したものと推認できる。

加えて、上記台帳によると、元同僚3人についても、申立人と同様に、被保険者資格喪失日を月末から翌月1日に訂正した記録が確認できるところ、オンライン記録によると、当該元同僚3人の被保険者資格喪失日は、同台帳訂正後の記録(1日)と一致しており、事業主は、同台帳訂正後の記録により社会保険事務所に届け出たことが確認できることから、申立人の記録だけを訂正前の日付(44年9月30日)で届け出たとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年10月1日に被保険者資格を喪失した旨を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者名簿及びA専門学校で作成された厚生年金被保険者台帳の記載から、昭和44年1月から同年4月まで2万2,000円とし、同年5月から9月までを3万6,000円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間①については、複数の元同僚の証言から、申立人が当該期間においてA専門学校に在籍していたことは確認できる。

しかし、申立人は、「昭和43年1月から同年9月末までは在学中であり、事業主から給与の支払いがあったかどうか、よくわからない。」と供述している。

また、卒業後に講師として採用された複数の元同僚は、「採用後は、教壇に立つまでに見習期間があり、見習期間においては、まだ厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における資格取得日は昭和63年7月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、15万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月1日から同年8月1日まで

昭和63年4月1日にA社に入社し、3か月の研修期間を終えた後、同年7月1日からB支店に配属され、平成元年2月6月付けでC支店に転勤するまで、継続して勤務していたにもかかわらず、入社3か月後に配属されたB支店に係る厚生年金保険被保険者期間が欠落しているため、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、企業年金連合会が保管している申立人に係る厚生年金基金の加入記録によると、申立人のA社B支店における資格取得日は、昭和63年7月1日と記録されていることが確認できる上、申立人に係るオンライン記録と厚生年金基金の加入員台帳の記録は、申立期間を除き、すべて一致しており、届出書が複写式ではなかったとする事情も認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和63年7月1日にA社B支店における厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が、社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入員台帳における申立人の昭和63年7月の記録から、15万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から21年5月12日までの期間について、船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日（20年4月1日）及び資格取得日（21年5月12日）を取り消すことが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律により、1万2,000円とすることが必要である。

また、申立期間①のうち昭和20年4月1日から同年6月16日までの期間については、戦時加算該当期間とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から21年5月12日まで
② 昭和27年5月10日から同年6月17日まで

私は、昭和18年6月から39年10月まで、途切れることなく船員として勤務していた。

昭和20年4月にはA社で（申立期間①）、27年5月からはC社（現在は、D社。申立期間②）で、それぞれ給料から船員保険料が控除されていたので、船員保険被保険者期間に二つの空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、オンライン記録によると、申立人は、A社（当時は、E社）において、昭和18年6月29日に船員保険の被保険者資格を取得し、20年4月1日に同資格を喪失後、21年5月12日に再度同資格を取得しており、20年4月1日から21年5月12日までの船員保険被保険者記録が無いことが確認できる。

しかし、申立人は、乗船していたA社のF丸が昭和20年*月*日に触雷沈没に至った経緯、沈没した場所、治療のため入院し、退院後は自宅待機に至った経緯など、当時の状況を詳細に記憶していることから、申立期間①の

うち 20 年*月*日までの期間は、F 丸に乗船していたことが推認できる。

また、船員保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人が昭和 21 年 5 月 12 日に船員保険被保険者資格を再度取得したことの記載が無い上、日本年金機構は、「A 社（F 丸）に係る船員保険被保険者名簿において、申立人が同日に同資格を取得した記録は確認できず、オンライン記録における当該資格取得日の根拠は不明である。」と回答している。

さらに、オンライン記録及び A 社（F 丸）に係る船員保険被保険者名簿で確認できる申立人の船員保険被保険者資格喪失日が昭和 20 年 4 月 1 日とされていることについては、i）厚生省援護局（当時）が発行した陸軍徴傭船舶行動調書によると、同年 4 月 1 日は、申立人が乗船していた F 丸が G 地に到着した日とされていることが確認でき、沈没したのは同年*月*日であること、ii）A 社小史によると、F 丸の沈没と共に船員 8 人が戦死したことが確認できるが、上記被保険者名簿によると、当該 8 人のうち 6 人についても、同資格喪失日は同年 4 月 1 日となっていること、iii）調査した範囲では、少なくとも 4 人の被保険者について、上記被保険者名簿では同年 4 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できるものの、船員保険被保険者台帳（旧台帳）では同日以降も船員保険被保険者記録が継続していることが確認できることから、事実を反映していない記録であると考えられる。

加えて、申立期間①始期の昭和 20 年 4 月 1 日から、船員保険制度上、予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者）は船員保険被保険者とされているところ、B 社は、「申立人の申立期間前後の船員保険記録が当社で確認できることから、申立人は、申立期間についても、船員保険に加入していたと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において適切な記録管理が行われていなかったと考えられ、申立人については、A 社において、昭和 20 年 4 月 1 日から 21 年 5 月 12 日までの期間について船員保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 53 条に基づき、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、戦時加算該当船舶名簿によると、F 丸は、昭和 19 年 3 月 1 日から 20 年 6 月 16 日まで戦時加算区域航行期間であることが確認できることから、同年 4 月 1 日から同年 6 月 16 日までは、戦時加算該当期間とすることが必要である。

2 申立期間②については、D 社が提出した申立人に係る船員異動履歴簿によると、申立人は、申立期間②終期の昭和 27 年 6 月 17 日に同社に雇い入れられていることが確認できる上、同社は、「雇用期間は、船員保険被保険者期間と同一である。」と回答している。

また、オンライン記録によると、C社における船員保険被保険者記録が確認できる元従業員8人に照会したところ、回答があった5人全員が、「在籍期間と船員保険被保険者期間は一致する。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間②に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間②に係る船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和44年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48年6月21日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年4月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から45年3月までは2万8,000円、同年4月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から46年3月までは3万6,000円、同年4月から47年4月までは4万2,000円、同年5月から48年2月までは5万2,000円、同年3月から同年5月までは6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から48年6月21日まで

私は、昭和44年4月1日から48年6月20日までの間、A社において継続して勤務していたと記憶しているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が全て欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事名簿によると、申立人は、昭和44年4月1日に採用され、48年6月20日に退職したことが確認できる上、雇用保険の被保険者記録によると、申立期間について被保険者記録が確認できる。

また、A社が保管する健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書によると、申立人は、昭和44年4月1日に同社において被保険者資格を取得し、48年6月21日に退職により同資格を喪失していることが確認できる。

さらに、上記の通知書において、申立人は健康保険の番号*で厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、健保記号番号順索引簿によると、同番号が欠番となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であった

とは認められず、事業主は、申立人が昭和 44 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、48 年 6 月 21 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記の健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書及び同資格喪失確認通知書並びに同期入社と同年代の同職種の元従業員記録から、昭和 44 年 4 月から同年 9 月までは 2 万 4,000 円、同年 10 月から 45 年 3 月までは 2 万 8,000 円、同年 4 月から同年 9 月までは 3 万 3,000 円、同年 10 月から 46 年 3 月までは 3 万 6,000 円、同年 4 月から 47 年 4 月までは 4 万 2,000 円、同年 5 月から 48 年 2 月までは 5 万 2,000 円、同年 3 月から同年 5 月までは 6 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年7月29日から22年5月1日までの期間において船員保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を20年7月29日、資格喪失日に係る記録を22年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を260円とすることが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年3月1日から22年8月31日まで
亡き夫は、昭和19年3月1日から22年8月31日まで、A社で船員として勤務していたと生前話していた。船員保険記録が無いので調査願いたい。
(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和20年7月29日から22年5月1日までの期間について、申立人の元同僚の二人は、「20年4月5日にA社所有のB丸に申立人と乗船して、C地を出港し、同年7月ごろC地からD地方面に航行中、申立人は爆弾が投下されるのを怖がっていた。同船は、その後E事業所で荷物を積み込み、同月28日にC地に帰港し、F地に行く予定であったが、G地に潜水艦が出たため、出航できずに同年9月ごろまでC地に停泊したままとなった。」と証言しており、申立人の妻も、「戦争中、H地あたりを航行している時に、爆弾が多数落ちてきて怖かったと亡き夫が話していた。」と供述していることから、申立人は、同年4月5日から同年9月ごろまでB丸に乗船していたことがうかがえるところ、申立人は同年*月*日で15歳に達しており、当時の船員法によると15歳に達した日から船員となることができたこととされ、申立人は同日に船員となることが可能であったことが推認できる。

また、A社に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、被保険者名、生年月日、昭和5年*月*日、職務、甲員、給料150、準給料110、計260、標準報酬等級9の記載が確認できるものの、資格取得日、資格喪失日及び備考欄は空白となっている。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、A社、職務、甲、標準報酬260、変更欄21.4.1の記載が確認できる。

さらに、B丸の船長及び機関長のA社に係る被保険者名簿には資格取得日の記載は無いものの、資格喪失日は昭和22年5月1日と記載されており、船長のオンライン記録及び機関長の旧台帳における資格喪失日も同日であることが確認できる上、船長の上記被保険者名簿における備考欄及び機関長の旧台帳における変更欄には、申立人の記録と同様に21.4.1の記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和20年7月29日から22年5月1日までの期間については、申立人は、船員保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る被保険者名簿および申立人の旧台帳の記録から260円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年3月1日から20年*月*日までの期間について、申立人は15歳に達しておらず、年少船員の就業制限により船員として使用してはならない期間であり、船員保険被保険者であったとは認められない。

また、昭和22年5月1日から同年8月31日までの期間について、B丸の船長及び機関長のA社に係る被保険者名簿における資格喪失日が同年5月1日であることから、申立人は、同船を同日に下船したことがうかがえる上、申立人が他の船舶に乗船したことを示す証言や証拠も得られないことから、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和22年5月16日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を22年5月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和24年4月20日から同年5月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格喪失日に係る記録を24年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,100円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないとして認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から22年9月1日まで
② 昭和24年4月20日から同年5月1日まで

A社C工場に入社以来、途中で退職したことはないもので、調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①について、A社C工場に勤務していた。」と主張しているところ、B社が保管する申立人に係る労働者名簿によると、申立人は、昭和21年11月1日にA社C工場に臨時員として入社し、22年5月16日に正社員として引き続き雇入れられたことが確認できる。

また、B社は、「臨時員については、厚生年金保険の加入は無かったと思うが、正社員については、雇入れ日直後から同保険に加入していたと思う。申立人の労働者名簿において、正社員としての雇入れ日が昭和22年5月16日になっており、申立人についても同日から正社員としての取扱いが行われていたと思う。」と回答している。

さらに、A社C工場及び同社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名

簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格の確認ができた元同僚二人に申立人の勤務実態について照会したところ、そのうちの一人は、「申立人に記憶がある。私の下で働いていた。申立人はアルバイトや短時間勤務のような働き方ではなかった。」と証言しており、他の一人は、「申立人に記憶がある。私自身も8か月間の空白があるが、この期間は臨時員としての雇用期間であったと思う。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社C工場において正社員として雇入れられた昭和22年5月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同月から同年8月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和22年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「申立人の労働者名簿において、雇入れ日が昭和22年5月16日になっているが、厚生年金保険被保険者の資格取得の届出を行っていないと思う。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、B社が保管する労働者名簿及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C工場から同社D工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社は、「現在の給与の締切日は月末である。」と証言しているところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び申立人のA社に係る同被保険者名簿によると、申立人は、昭和29年8月1日にA社D工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日に同社E販売所において同資格を再取得していることが確認でき、当該事業所は、異動日について、当時においても給与の締切日にあわせて1日付けとしていたものと推認できることから、申立人の同社C工場における同資格喪失日を同年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和24年3月の社会保険事務所の記録から、8,100円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月28日から同年3月1日まで

申立期間は、A社から同社C工場に転勤した期間であり、私は継続して勤務し、厚生年金保険にも加入しているはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、雇用保険被保険者記録、B社健康保険組合の記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年3月1日に同社から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和49年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付される保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）事業主は、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間については、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日は昭和44年5月21日と認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月21日から同年5月21日まで
私は、A社に入社し、その後、同社C事業部に異動になった。継続して勤務していたのに年金記録では昭和44年4月21日から同年5月21日までの期間が空白となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する「辞令簿」、複数の元同僚の証言、申立人が申立期間後に勤務したD事業所が保管する申立人に係る「履歴書」（昭和44年6月6日現在）及びA社C事業部が発行した「給与証明書」により、申立人がA社に継続して勤務（同社から同社C事業部に異動）していたことが確認できる。

なお、異動日については、上記「辞令簿」によると、「昭和44年5月8日発令、C事業部勤務を命ずる。」との記載が確認できるものの、A社及び同社C事業部に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票のそれぞれ前後10人（合計20人）のオンライン記録を確認したところ、i）申立人と同様に同時期にA社から同社C事業部へ異動となった者の年金記録は昭和44年5月21日付けの資格取得及び喪失であること、ii）同時期に同社E工場から同社C事業部へ異動となった者の年金記録は同日付けの資格取得及び喪失であることがそれぞれ確認できる上、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、健康保険証の返納日は同年5月31日及び進達日は同年6月3日であることが確認でき、申立人に係る同年4月21日資格喪失の処理が約1か月後に行われたことがうかがえることから、同年5月21日とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和44年6月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私は、昭和42年4月1日にA社に入社し、会社は、平成16年にB社に社名変更をしたが、一度も退職すること無く、現在に至っており、会社も在籍を証明している。しかし、その間の異動時に厚生年金保険被保険者期間が1か月間欠落しており、会社の事務手続きの間違ひではないかと思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る在籍証明書及び従業員基本情報並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和44年6月30日に同社C出張所から同社本社へ異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和44年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月21日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を41年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月18日から34年2月20日まで
② 昭和41年10月21日から同年11月1日まで

申立期間①については、お盆明けの昭和33年8月18日から勤務したにもかかわらず、社会保険の加入日が34年2月20日となっており、勤務した期間なのに厚生年金保険の記録が無いので調査してほしい。

申立期間②については、転勤はあったものの、昭和34年6月から定年まで同一事業所で継続して勤務していたにもかかわらず、途中退職し、国民年金に加入している記録となっており、実際の勤務状況と異なるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、雇用保険の記録、A社の保管する申立人に係る人事記録及び同社の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社本社から同社B工場に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、異動日については、申立期間②に申立人を含む15人が、A社本社から同社B工場へ転勤し、申立人と同様、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落していることが確認できるところ、別の同社工場からB工場へ転勤した二人は、昭和41年10月21日付けで被保険者資格の喪失及び取得の手續

きが行われ、記録の欠落が無いことから判断すると、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和41年11月の社会保険事務所(当時)の記録から2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人は「昭和38年8月18日からC社で勤務した。」と主張しているが、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間①において、同社に係る被保険者資格を有する元従業員のうち、連絡先の判明した3人に照会したところ、唯一、回答のあった一人は、申立人を記憶しておらず、申立人の勤務実態を確認できない。

また、申立期間①当時にC社で社会保険関係手続及び給与計算を担当していたとする元従業員は、「厚生年金保険の加入手続をしていない者の給与から、保険料は控除しないと思う。」と回答している。

このほか、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和46年8月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月11日から同年9月11日まで

私は、昭和46年4月1日にA社に入社し、平成13年3月31日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事カード及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社において継続して勤務し(昭和46年8月11日に同社研究所から同社B工場へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和46年9月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格取得日を誤って届け出たとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から57年3月までの期間及び61年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年9月から57年3月まで
② 昭和61年4月

私の母親は、国民年金制度発足時に加入しなかったことを後悔し、私に対し、年金の大切さをよく口にしていた。その母親の言葉に従い、大学卒業後に勤務したA事業所を退職した昭和56年6月に、B市役所で国民年金の加入手続を行ったところ、すぐにC事業所に臨時職員として従事することとなり、その旨を同市に伝えたが、その時に発行された旧姓名の年金手帳が私の手元に残り、その職を辞した同年9月に再び手続を行い、57年3月まで保険料を金融機関で納付し続けた。また、61年3月末に、結婚のためにD事業所を退職したが、結婚予定がその年の5月であったため、その前月の4月にB市役所で改めて手続を行い、同月分の保険料を庁舎内の金融機関で納付した。私には、母親の年金に対する思いが染みついていたので、手続を怠ることはなかったのに、結婚前の国民年金保険料の納付記録が無いことを知って驚いた。旧姓名の年金手帳は、住所変更を届けるために出向いた時に、現在所持している年金手帳にまとめるとの理由で回収されてしまい、所持していないことが悔やまれるが、私の結婚前の年金記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、C事業所の共済組合員資格を喪失したと主張する昭和56年9月ごろに、新たに国民年金に加入し、その後、57年3月まで保険料を金融機関で納付していたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は、第3号被保険者となった61年6月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたもの

と推認されることから、当該期間は、時効により保険料を納付できない期間となる。

また、オンライン記録によると、申立期間①について、平成2年11月に国民年金の未加入期間から未納期間に記録訂正されていることが確認でき、申立人は、この時点まで国民年金被保険者として認識されておらず、当該期間に納付書が発行されることはなかったことから、申立人が保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立期間②である昭和61年4月については、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳の記載によると、申立人は、平成2年9月に記録訂正が行われるまで、当該期間に第3号被保険者として認識されていたことが確認できることから、申立人に対して第1号被保険者として61年4月分の納付書が発行されることはなく、申立人が保険料を納付したとは考え難い。

加えて、申立期間①及び②について、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年3月から63年8月までの期間及び平成4年4月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年3月から63年8月まで
② 平成4年4月から同年7月まで

申立期間の国民年金保険料は父親がさかのぼって納付してくれたはずなのに、2年近くも未納期間があるとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金保険料をさかのぼって納付したので未納期間は無いと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成8年3月に払い出されていることが確認できるところ、その時点では申立期間①及び②の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間①及び②の前後の厚生年金保険被保険者及び共済組合員の資格取得に伴う国民年金の資格記録は、平成8年4月17日に記録追加されていることが確認できることから、申立人が、申立期間当時に国民年金に係る各種届出を行っていなかったものと推認される。

さらに、申立人及びその父親には、申立期間の国民年金保険料の納付について具体的な記憶は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月から同年8月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月から同年8月まで

平成9年に、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行なった際、国民年金保険料をさかのぼって納付すると年金額が増えると説明を受け、遅れながら保険料を納付してきた。

平成9年4月から同年8月までの追納保険料については納付書が2枚ずつ発行されていたため、同期間の保険料を納付後の11年10月に9年4月分を郵便局で重複納付し、その後、同年5月から同年8月までの分の保険料をB支所窓口で重複納付してしまった。

平成9年4月分については重複納付した保険料を還付してもらったが、同年5月から同年8月までの分の保険料については、重複納付した記録が無いという理由で、重複して保険料を納付したことを認めてもらえなかった。9年5月から同年8月までの領収書には手書きの「済」の記載や「済」の押印があるのに、保険料を重複納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する、発行年月日が平成11年4月26日の領収書と発行年月日が同年5月14日の領収書によると、申立人は、同年4月26日に発行された納付書で、9年4月から同年8月までの5か月分の追納保険料（以下「保険料」という。）を、11年5月から同年9月までの間に郵便局で5回に分けて納付した上で、同年5月14日に発行された納付書により、9年4月の保険料を11年10月13日に郵便局で納付していることが確認できる。

一方、申立期間に係る平成11年5月14日発行の領収済通知書には、欄外に「済」という文字が押印又は手書されていることが確認できるが、領収日付印の欄に領収印が無いことが確認できることから、この領収済通知書をもって、

申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものとするのは困難である。

また、申立人は、申立期間の保険料をA市役所B支所で納付したとしているが、上記「済」という文字が押印又は手書きされている申立期間に係る平成11年5月14日発行の領収済通知書には、保険料の納付場所は、「日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店、郵便局、C社会保険事務所」と記載されており、市役所及びその支所は納付場所に含まれていないことが確認できる上、A市によると、追納保険料は国庫金となるため市役所及び支所で取り扱わなかったとしている。

さらに、上記「済」という文字が押印または手書きされている領収済通知書以外に、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものとする事はできない。

兵庫国民年金 事案 1847 (愛知国民年金 事案 817 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から 58 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 12 月から 58 年 5 月まで

昭和 57 年 12 月に会社を退職する際、総務の担当者から退職後の手続について 1 時間ほど説明を受けたので、退職後、直ちに A 市役所 B 支所で国民年金の手続を行った。その際、健康保険の任意継続も考慮したが、結局、国民健康保険にも加入した。最初は同支所で保険料を支払い、2 回目以降は国民年金保険料と国民健康保険料との合算額を集金人に支払っていたが、同時に国民健康保険料の減額申請を行った記憶がある。58 年 6 月に就職が決まり、その年の年末調整時に国民年金保険料と国民健康保険料の税額控除について申告し、市民税についても申告できないか照会したところ、担当者から、それはできないと言われたことを記憶している。

今回の申立てでは、昭和 62 年 2 月から平成元年 6 月までの期間は申し立てないこととし、記憶がはっきりしている期間のみ申し立てることとしたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人が初めて国民年金の加入手続を行ったのは、基礎年金番号制度が創設された平成 9 年 1 月以降で、B 県 C 町に居住していた時期であることが推認できること、ii) 申立期間は、加入手続が行われた後の 9 年 3 月 5 日に、国民年金資格期間として追加入力されていることから、それ以前は未加入期間とされていたことになり、加入手続の時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないことになること、iii) 申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無いことなどにより、年金記録確認愛知地方第三者委員会の決定に基づき、平成 20 年 12

月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、申立期間の国民年金保険料の納付をうかがわせる新たな周辺事情として、昭和 57 年 12 月に会社を退職した後、A 市役所で国民年金と国民健康保険に加入し、その際、国民健康保険料の減免措置を申し出た記憶があるとして再申し立てしているが、A 市によると、申立人は申立期間以後に同市から転出しているため、申立人に係る国民健康保険の記録は確認できないとしており、国民健康保険への加入や保険料減免の申出についても確認できない上、申立人の国民年金に関する記録が存在しないため、同市において国民年金の手続を行った形跡は無いとしている。

また、申立人は、申立期間において、自宅を訪れる A 市の集金人に対して、国民年金保険料と国民健康保険料を合算し、毎月、同じ金額を納付していたとしているが、当時の A 市では、国民健康保険料を毎月徴収し、国民年金保険料は 3 か月ごとに徴収しており、これらを合算して集金人に納付する場合、保険料額は毎月同額とはならないことから、納付に関する申立人の記憶は当時の制度内容と符合しない。

これらのことから、申立人の今回の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から49年12月まで

昭和38年4月に結婚し、夫と義母のところに集金に来ていたA市の女性職員から、「奥さんも国民年金に加入するように。」と勧められた。夫からも、一緒に加入しておくように言われたので、2、3か月後から、私が3人分の国民年金保険料を毎月支払ってきた。

ねんきん特別便が郵送され、夫の国民年金記録と全く違っていたので驚いた。現在の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金被保険者原票及び申立人が所持する国民年金手帳（昭和50年2月10日発行）から、申立人は同年1月10日に任意加入として被保険者資格を取得していることが確認でき、当該時点で申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、昭和38年4月の婚姻後、申立人の夫及びその義母の国民年金保険料の集金に来ていたA市職員に勧められ、その2、3か月後に国民年金に加入したとしているが、申立人は申立期間以降に転居しておらず、現在所持している国民年金手帳以外の手帳を所持していたとする記憶も無いことから、申立人に対して、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が一緒に国民年金保険料を払っていたとする申立人の夫及びその義母については、A市の国民年金収滞納一覧表が昭和45年度から保管されているものの、申立人の同収滞納一覧については49年度以降しか存在しておらず、被保険者資格の取得年月日欄には、昭和50年1月10日に任意加入と

記録されており、オンライン記録と一致している。

加えて、申立人は、申立期間にA市の集金人が毎月集金に訪れていたとしているところ、申立期間は3か月に一回の期別収納であり、申立人の記憶と相違している。

そのほか、申立人は、申立期間に係る集金人による国民年金保険料の領収方法について具体的な記憶が無い上、申立人が当該期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年6月まで

平成13年度から専門学校 학생となり、学生特例納付制度を活用していたが、14年度の手続の通知が来てもなかなか手続に行けず、平成14年6月から7月ごろ自宅のポストに「国民年金の件で伺いましたが留守なので後日伺います。」と連絡メモが入っていた。その数日後の正午ごろに、中年男性が自宅に来て、「14年の4月から6月分の保険料、1万3,300円の3か月分が未納となっているので納めてください。」と言われ、対応した母が保険料を支払うと、持っていた機械を操作して領収書を渡され、「7月分からは学生納付特例を受けられるので、手続すればいいです。」と言われた。その後の年金問題で社会保険事務所(当時)に行き、記録照会をしたところ当該期間が未納となっていることが分かり、相談したところ、相談員から「そのころはパソコン管理している時代なので間違いは無い。」と言われたが、その帰りに会った友人が、持っていた領収書で記録が訂正されたことを知り、相談員の言葉に矛盾を感じた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年6月又は同年7月ごろに国民年金保険料の徴収人が自宅を訪問し、申立期間の保険料を徴収した際、携行していた機械に入力を行い、領収書を発行したとしており、金銭登録機の使用をうかがわせる内容を供述しているところ、A年金事務所によれば、保管する現金出納簿の納付方法の履歴及び当時の事情を知る職員の証言から、A社会保険事務所(当時)管内において、金銭登録機の使用を開始したのは平成15年9月ごろであったとしているため、申立内容と符合しない。

また、申立人のオンライン記録によると、平成17年7月19日以降について

は、戸別訪問による国民年金保険料の納付督促事蹟^{じせき}が確認できるが、申立期間における納付督促事蹟は無く、申立期間に戸別訪問を行った形跡も確認できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付した時の状況について、申立人は対応した母親から聞き取った伝聞を基に申し立てており、申立人自身は直接関与していない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から50年8月まで

昭和43年11月に夫が会社を退職し、自営業を始めたので、私たち夫婦の当時の生活は楽ではなかったが、老後の生活を安定させることを考えて、A市役所で国民年金に加入した。当時の保険料は、同市役所の女性の集金人が自宅を訪問し収納しており、保険料を納めて世間話をしたことを記憶している。

ねんきん特別便で記録を調べたところ、昭和43年11月以降の、夫婦で保険料を納めていた期間が空白であるとされていることが分かった。私は、夫が会社を退職してすぐに国民年金に加入し、夫婦の保険料を集金人に納付していたのに、記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年11月ごろ、夫が自営業を開始したことを契機に夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、50年10月ごろに夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人が主張する加入時期と相違する上、43年ごろに、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間は82か月と長期間であり、国民年金保険料の納付記録が、夫婦共に長期間にわたり欠落するとも考え難い。

さらに、申立人からは、申立期間当時の国民年金手帳や保険料納付について具体的な状況を聞き取ることができない上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年11月から43年3月まで

私は、平成16年に、社会保険事務所（当時）で年金裁定請求の相談をしたところ、結婚前に国民年金保険料を納めていた記録が無いことが分かった。

しかし、私は、結婚前、母に勧められて国民年金に加入し、昭和38年11月から43年3月までの間は自宅に来ていた集金人に、母に頼み保険料を支払ってもらっていた。結婚後の48年に夫と共に国民年金に加入したところ、新しくもらった手帳の番号と結婚前の手帳の番号が違うことに気が付き、市役所に問い合わせたが、「すでに一つになっているので、もういい。」と言われ、記録は統合されていると思っていたのに、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の旧姓名と同姓名及び同生年月日の者に国民年金手帳記号番号が昭和42年5月24日に払い出されているものの、同名簿の保管区分欄に「不在」、「取消」の印が確認できることから、当該記号番号は住所不明の不在被保険者として管理され、かつ保険料納付済期間及び免除期間を全く有していなかったため、2年経過後に取消されたものと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の母親に納付してもらい、年金手帳に領収書を貼り保管していたとしているところ、A市によると、申立期間の同保険料は領収書を発行しない印紙検認方式により収納していたとしており、申立人の記憶と相違している。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年12月まで

私は、昭和46年5月にA市からB市に引っ越して1年間生活していたが、その時にA市に住む実家の母から未納であった国民年金の納付書が送られてきて、同年にB市役所で一括で納めた。当時の給料では支出するのが大変だったが、納めておかなければいけないと思い、納付したことを今でも記憶している。納付書はA市に住んでいた時のもので、旧姓の名義だったと思う。何か月分納めたかは記憶していないが、確かに納めたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者原票及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人は、昭和47年1月1日に被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間に被保険者資格は無く、未加入期間となるため、制度上、当該期間に納付書が発行されることはなく、保険料を納付できない期間となる。

また、申立人及びその母親は、申立人が婚姻前の旧姓の時期にA市で発行された納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の旧姓名について、複数の読み名で検索するものの、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認することができない上、同市によると、納付書による納付を開始した時期は昭和47年4月以降としており、申立内容と符合しない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から同年 7 月まで

私の国民年金については、国民年金保険料の免除申請を行うまでの加入期間は、父親が未納無く保険料を納付してくれていたはずである。ところが、自宅に送られてきたねんきん特別便を見ると、大学を卒業してから会社勤めするまでの期間の記録が無いことが分かり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学卒業後の昭和 62 年ごろ、国民年金の加入手続を自ら行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 10 月 24 日に払い出されていることが確認できる上、それ以前に上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人が初めて国民年金の資格を取得した年月日は昭和 63 年 1 月 21 日と記録されていることが確認できる上、払出時点において時効期限内で納付が可能であった同年 1 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を 2 年 3 月 30 日に過年度納付していることが確認できることから、申立期間は、上記国民年金の加入手続を行った時点において、時効により保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立期間の国民年金保険料の納付については、申立人は関与しておらず、申立期間の保険料を納付してくれたとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間当時の具体的な納付状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2190 (事案 176 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで
② 昭和 34 年 3 月 1 日から同年 5 月 15 日まで
③ 昭和 35 年 8 月 1 日から同年 9 月 20 日まで
④ 昭和 35 年 12 月 1 日から同年 12 月 19 日まで
⑤ 昭和 37 年 5 月 30 日から 38 年 1 月 4 日まで
⑥ 昭和 38 年 1 月 10 日から同年 4 月 21 日まで
⑦ 昭和 39 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
⑧ 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 11 月 1 日まで
⑨ 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで
⑩ 昭和 58 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
⑪ 平成 6 年 3 月 16 日から同年 7 月 16 日まで

申立期間①については、i) 元同僚の A 氏の厚生年金保険被保険者期間はどうか。ii) 前回の通知文において、「申立人が、B 社に勤務していたことを覚えていない。」としている証言者が勤務していた出張所、部署並びにその者の厚生年金保険被保険者期間及び試用期間はどうか教えてほしい。

申立期間②については、昭和 34 年 3 月 1 日に C 社へ入社し、35 年 7 月 19 日まで勤務した。厚生年金保険被保険者資格の取得日が 34 年 5 月 15 日となっているが、同年 3 月 1 日に訂正してほしい。

申立期間③については、昭和 35 年 8 月 1 日に D 社へ入社し、同年 11 月 30 日まで勤務した。厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 9 月 20 日となっているが、同年 8 月 1 日に訂正してほしい。

申立期間④については、E 社における厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和 35 年 12 月 19 日から同年 12 月 1 日に訂正してほしい。

申立期間⑤については、前回の通知文において、「E社の昭和37年5月に始まった労働争議期間中の賃金は未払いで厚生年金保険料は控除されていなかった。」と証言している者の勤務していた営業所、争議の解決の方法、当時加盟していた労働組合名、証言者の試用期間及び厚生年金保険被保険者期間を教えてほしい。また、私が所属していたF労働組合は、ロックアウト後、労働金庫から生活費として借金をし、争議解決後に返済をすると労働組合が取り決めた。健康保険証等も労働組合が社会保険事務所（当時）と交渉していたと思う。この件について、F労働組合の三役であったG氏の証言、同氏が生死不明の場合、組合員の証言を確認してほしい。

申立期間⑥については、前回の通知文において、「当該元同僚は既に死亡しており」とあり、この元同僚は、Hさんのことだと思うが、同氏の厚生年金保険被保険者期間及び試用期間はどうなっていたのか教えてほしい。

申立期間⑦については、厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和39年11月から同年8月1日に訂正してほしい。

申立期間⑧については、前回の通知文において、「I社には試用期間があり、勤務成績により正社員として本採用された。」としている証言者の入社年月日、厚生年金保険被保険者期間はどうなっているか教えてほしい。

申立期間⑨については、前回の通知文において、i)「当該元同僚は既に死亡しており」とあり、元同僚のJ氏のことと思われるが、同氏の厚生年金保険被保険者期間はどうなっているか、ii)「昭和46年頃に勤務していた元同僚で入社と同時に厚生年金保険、及び雇用保険に加入した。」と証言した者の職種がK職であれば、その者の労働条件、厚生年金保険被保険者期間はどうなっているか教えてほしい。

申立期間⑩については、厚生年金保険被保険者資格の取得日を昭和58年6月から同年3月1日に訂正してほしい。

申立期間⑪については、L社における厚生年金保険被保険者資格取得日が平成6年7月16日となっているが、M団体からN省O事務所に届けた年月日が同じであるか、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、i) 申立人が、B社において名前を記憶している元同僚は既に死亡しており、当時の勤務状況が確認できない上、申立期間当時、同社に勤務していた元従業員は、申立人が申立期間①に同社で勤務していたことを記憶しておらず、申立人の勤務状況が明確ではないこと、ii) 元従業員は、B社では申立期間①当時に試用期間があったとしており、社会保険事務所の記録によると、当該元従業員の同社における厚生年金保険の資格取得日は、本人が記憶している入社日の6か月以上後であることが確認できることから、同社では試用期間中は厚生年金保険の資格取得手続を行って

なかったものと考えられること等を理由として、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 20 年 10 月 1 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、申立人が記憶する元同僚及び前回の申立てにおいて証言した元従業員の勤務期間、厚生年金保険被保険者期間及び試用期間の有無等について教えてほしいとして、再申立てを行っているものの、新たな関連資料及び周辺事情の提示は無い。

- 2 申立期間②については、C社の元従業員6人が申立人を記憶しているものの、勤務期間に関する証言が得られないことから、申立人の申立期間②における勤務実態を確認できない。

また、C社において経理事務を担当していた元事業主の妻は、「申立人はK職として雇ったので、2か月から3か月程度の見習期間があったはずである。」と証言しており、別の元従業員も、「同社には見習期間があり、私の入社日は、厚生年金保険の資格取得日より少し前である。」と証言している上、申立人自身も「K職として、見習い期間が2か月から3か月程度あるようなことを、入社時に社長から言われた。」と供述している。

- 3 申立期間③については、D社の元従業員8人に聞き取り調査をしたものの、8人全員が申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間③における勤務実態を確認できない。

また、聞き取り調査を行った8人全員が、「自身の厚生年金保険被保険者記録に間違いは無い。」と証言している。

- 4 申立期間④については、申立人は、「E社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日について昭和35年12月19日と記録されているが、同月1日に訂正してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、E社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間④における勤務実態を確認できない。

また、申立人と同日にE社において厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員は、「私の入社日は、厚生年金保険の資格取得日と一致している。申立人は、私と入社日が同じである。」と証言している。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「E社に勤務していた昭和37年5月ごろに、同社で労働争議が起こり、事業所の封鎖により自宅待機を命じられ、38年1月に労働争議の解決金をもらった後に退職した。」と主張しているところ、i) 当時の同社の従業員は、労働争議が終わった後に解決金をもらったが、37年5月に始まった労働争議の期間については賃金が支払われておらず、厚生年金保険料は控除されていなかったと証言していること、ii) 同社は37年5月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことを理由として、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年10月1日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「私が所属していた労働組合では、事業所の封鎖により自宅待機を命じられた後、金融機関から生活費として借金をするとともに、健康保険証等の取扱いについても、組合が、社会保険事務所と交渉していたと思うので、当時の労働組合の幹部又は労働組合員に当時の状況について確認してほしい。」として、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が氏名を挙げた労働組合幹部に照会文書を送付したものの、回答は得られない上、申立人が所属していた労働組合の元組合員二人から聴取したものの、「申立期間⑤当時、労働組合が社会保険事務所と交渉していたことは聞いたことがない。」とそれぞれ証言しており、申立人が主張する内容について確認できない。

- 6 申立期間⑥については、i) 申立人はP社における同僚の名前を記憶しているものの、当該元同僚は既に死亡しており、当時の状況が確認できない上、申立期間⑥当時、同社に勤務していた元従業員は、申立人が当該期間に同社で勤務していたことを覚えておらず、申立人の同社における勤務状況が明確ではないこと、ii) 同社が加入していた健康保険組合に提出された健康保険資格取得届等の書類から、申立人に係る健康保険組合の資格取得日は厚生年金保険の資格取得日と同じ昭和38年4月21日であることが確認できること等を理由として、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年10月1日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、申立人が記憶する元同僚の厚生年金保険被保険者期間及び試用期間の有無について教えてほしいとして再申立てを行っているものの、新たな関連資料及び周辺事情の提示は無い。

- 7 申立期間⑦については、i) 申立人は、Q社における同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る同社における勤務状況が明確ではないこと、ii) 事業主は、申立期間当時、入社時には雇用保険のみ加入手続を行い、数か月（1か月から3か月）後に厚生年金保険の加入手続を行っていたと証言していること等を理由として、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年10月1日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、厚生年金保険被保険者資格取得日を特定して再申立てを行っているものの、「前回の申立てどおりである。」として、新たな関連資料及び周辺事情の提示は無い。

- 8 申立期間⑧については、i) 申立人は、I社における同僚の名前を記憶していない上、申立期間当時に同社に勤務していた元従業員は、申立人が申立期間に同社で勤務していたことを記憶しておらず、申立人の同社における勤務状況は明確ではないこと、ii) 元従業員は、同社では申立期間当時に試用期間があり、試用期間に勤務成績が認められて正社員として本採用され、厚生年金保険の被保険者となったと証言していること等を理由として、当委員

会の決定に基づき年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年10月1日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「前回の申立てにおいて証言した者の入社日及び厚生年金保険の被保険者期間について教えてほしい。」として再申立てを行っているものの、新たな関連資料及び周辺事情の提示は無い。

- 9 申立期間⑨については、i) 申立人がR社における同僚の名前を記憶しているものの、当該元同僚は死亡しており、申立人の申立期間⑨に係る同社における勤務状況が明確ではないこと、ii) 同社の事業主は、現在は採用時に厚生年金保険及び雇用保険の手続を行っているが、申立期間⑨当時については資料が残っていないため明確ではないとしているものの、昭和46年ごろに同社に勤務していた元従業員は、同社に入社と同時期に厚生年金保険及び雇用保険に加入したと証言しており、申立人に係る雇用保険の記録についても、47年6月1日に資格取得、48年5月17日に離職となっており、厚生年金保険の被保険者期間と一致していることが確認でき、申立期間⑨当時も、事業主は、採用時に厚生年金保険及び雇用保険の加入手続を適正に行っていたものと推認されること等を理由として、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年10月1日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、申立人が記憶する元同僚の被保険者期間及び前回の申立てにおいて証言した元従業員の労働条件及び厚生年金保険被保険者期間について教えてほしいとして再申立てを行っているものの、新たな関連資料及び周辺事情の提示は無い。

- 10 申立期間⑩については、S社の事業主は、申立期間⑩当時、採用から3か月間は試用期間として厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかったと証言している上、同社で現在も使用している厚生年金保険被保険者一覧表（手書き）には資格取得日順で被保険者名が記入されており、申立人の厚生年金保険の資格取得日は社会保険事務所の記録と一致していることが確認できること等を理由として、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年10月1日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、厚生年金保険被保険者資格取得日を特定して再申立てを行っているものの、「前回の申立てのとおりである。」として、新たな関連資料及び周辺事情の提示は無い。

- 11 申立期間⑪については、i) 申立人は、L社に採用され、初めて業務を担当した日（平成6年3月ごろ）に不慣れであったため機械の操作を誤り、指導を受けたとしているが、同社のT職台帳では、申立人のT職登録日は6年7月26日であること、及び機械操作不適切の違反日は同年11月6日であり、それに伴う特別教育の実施日は同月21日であることが確認でき、申立人の

主張と相違することから、申立人の申立期間⑩における同社での勤務状況が明確ではないこと、ii) 事業主は、T職台帳（労働者台帳）の記録で確認できる6年7月16日の入社日に厚生年金保険及び雇用保険の加入手続を行っていると言明しており、社会保険事務所の同社における資格取得日及び雇用保険における資格取得日が共に同日であることが確認できること等を理由として、当委員会の決定に基づき年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年10月1日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、「M団体からN省に届け出たT職登録年月日と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致しているか調査してほしい。」として、再申立てを行っている。

しかしながら、M団体に照会したところ、「申立人のT職登録証の交付年月日は、平成6年7月26日である。申立人の当該登録証は13年3月16日に返納された記録が残っているが、登録内容については、保存年限を経過しているため調査できない。また登録証の交付時に、当団体からN省に届出する手続はない。」としており、申立人が申立期間⑩当時にL社において勤務していたことをうかがわせる事情は確認できない。

12 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

また、申立期間①及び⑤から⑩までについて、上記のほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 12 日から 47 年 1 月 1 日まで

母の介護のために会社を辞めたが、当時は社会保険事務所（当時）の場所も知らないし、受け取りに行ったこともない。去年、厚生年金保険の手続に行ったところ、脱退手当金を支払い済みとなっていることを初めて知った。調査の上年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

A年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、「昭和 47 年 1 月 20 日受付」、「執行日 47. 3. 2」、「支払予定日 47. 3. 7」、「支払済 47. 3. 7 会計」の押印が確認でき、当地払いにより脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 47 年 3 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から31年3月26日まで

私は、昭和24年4月から26年6月までの間、A事業所で勤務し、いったん退職し、その1年後の27年7月から33年2月までの間、継続してA事業所内のB施設でC職として勤務した。私の年金記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者の記録が欠落しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和27年7月1日からA事業所内にあるB施設に勤務していた。」と主張しているところ、当該事業所で勤務していたとする複数の元従業員の証言により、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る資料を保管しているD県は、「当時の資料の中には、申立人が申立期間において当該事業所に在籍していたことを示す資料は無い。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員15人を把握し、聞き取りを行ったところ、そのうち12人は申立人を記憶しておらず、残る3人から申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、勤務期間については記憶しておらず、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、上記の名簿によると、昭和31年3月26日に被保険者資格を取得している元従業員は、申立人を含め124人確認でき、その中には申立人と同様に資格取得日以前から当該事業所に継続して勤務していたとする複数の元従業員の証言が得られている。

加えて、オンライン記録によると、申立人が申立期間に当該事業所で勤務し

ていたとする申立人の弟及び申立人が記憶する元同僚について、申立人と同様に当該事業所に係る被保険者資格取得日は昭和31年3月26日であることが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所は申立期間当時、一定期間内に採用した者を昭和31年3月26日にまとめて厚生年保険に加入させる手続を行ったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月 30 日から 45 年 2 月 28 日まで
申立期間において、A社にB職として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間に、A社において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、既に廃業しており、元事業主及び申立期間当時の事務担当者は、いずれも既に死亡している上、元事業主の親族は、「同社の社会保険手続の関係資料は保管しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答しているため、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料控除の状況について確認できない。

また、A社の元事業主の親族及び元従業員は、「下請業者の従業員の中で希望する者があれば、A社で厚生年金保険に加入させていた時期があったと思う。」と証言しており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認すると、申立期間当時、下請業者の従業員と思われる者が数人まとまって同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している状況がうかがえるところ、同社の複数の元従業員が「下請業者の従業員にBという者がいた。」と証言していることから、同社に係る被保険者名簿により当該下請業者の事業主と思われる者に文書照会したものの、回答が得られないため、当時の状況について確認できない。

さらに、申立人は、「A社に勤務していたころ、会社から、社会保険に2年間加入させる旨の通知を受けたことがある。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和 45 年 3 月 1 日から 47 年 3

月1日までの2年間、同社に係る厚生年金保険被保険者期間であることが確認できる。なお、A社に下請業者として勤務していたとする元従業員の一人は、「希望してA社で社会保険に加入させてもらった。社会保険に加入した後から、保険料は控除されていた。」と証言しており、A社で社会保険に加入していた時期は、保険料控除されていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 3 月 14 日から 22 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 5 月に A 事業所に入社したが、戦時中の企業統合令で B 社に統合され、勤務先を同社本社に変わり、23 年 2 月 10 日までの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 18 年 5 月に A 事業所に入社後、戦時中に B 社に統合され、勤務先を同社本社に変わり、23 年 2 月 10 日までの間、継続して勤務していた。」と主張しているところ、当時の事業所の状況及び元同僚の氏名等を鮮明に記憶している上、申立期間において B 社に勤務していたとする複数の元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の連絡先も不明であり、当時の申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同じ昭和 22 年 6 月 1 日に同社において被保険資格を取得している元同僚 5 人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの一人は、「終戦後の 20 年 11 月から 22 年 2 月までの間、申立人と一緒に勤務していたと思うが、その期間はまだ厚生年金保険はなかった。」と証言している上、別の一人は、「私は、21 年 4 月に C 市 D 町にあった同社本社に入社したが、自分の入社以前から本社で勤務していた者が同じ資格取得日であるということは、会社が厚生年金保険の加入について遅れて手続きをしたため、まとめて加入させたのではないか。」と証言している。

さらに、日本年金機構は、「事業所所在地がC市E町であるB社の適用事業所の記録は確認できるものの、申立人が勤務していたと主張するC市D町における同社本社については厚生年金保険の適用事業所の記録は確認できない。」としている上、同社は、昭和20年8月31日にいったん厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、22年5月1日に再度適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間の大部分は適用事業所ではない期間である。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和22年6月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことをうかがわせる事情は見当らず、健康保険の番号に欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月中旬から同年 12 月 26 日まで
② 昭和 31 年 12 月 26 日から 32 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 4 月 3 日から同年 9 月 12 日まで

私は、昭和 31 年 4 月に A 社（その後、B 社に名称変更し、現在は、C 社）に入社したが、働き始めた時の厚生年金保険の記録が欠落している。私が所持する厚生年金保険被保険者証には、初めて資格を取得した日が同年 12 月 26 日と記載されているので訂正してもらいたい。また、D 社から B 社に呼ばれて戻ったときの記録も欠落しているので調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、「A 事業所において勤務していた。」と主張しているところ、申立人と同様に昭和 32 年 3 月 1 日に当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元同僚の証言から、申立人が当該事業所の厚生年金保険の新規適用前から勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社は、「当時はまだ事業所として厚生年金保険に加入していなかったため、給与から保険料を控除していなかったと思う。」と回答している上、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は、昭和 32 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A 事業所は、昭和 32 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①及び②は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

さらに、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立

人と同じ昭和 32 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得している元従業員 7 人に照会し、回答のあった 5 人全員が「申立期間①及び②は、事業所として、まだ厚生年金保険に加入しておらず、事業所が厚生年金保険に新規適用となつてから加入したと思う。」と証言している。

なお、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の初めて資格を取得した日欄に昭和 31 年 12 月 26 日と記載されていることについては、C 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、資格取得年月日欄には昭和 31 年 12 月 26 日と記載されたものが、同事業所の厚生年金保険の新規適用日にあわせて 32 年 3 月 1 日に訂正されていることが確認できることから、社会保険出張所（当時）がいったんは 31 年 12 月 26 日と記載した厚生年金保険被保険者証を同事業所の厚生年金保険の新規適用日の 32 年 3 月 1 日にあわせて訂正しないまま交付したものと考えるのが自然である。

- 2 申立期間③について、申立人は、「B 社に勤務していた。」と主張しているところ、昭和 37 年 9 月 12 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間③ごろに同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人は、昭和 37 年 9 月 12 日に資格取得していることが確認できる上、同社は、「当社が保管する同年の算定基礎届を確認したが、その中に申立人の氏名は確認できない。」と回答している。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③に被保険者資格を有する元従業員 38 人のうち連絡先が判明した 16 人に対して申立人の勤務実態等について文書照会した結果、6 人から回答があり、そのうちの 5 人からは申立人を記憶している旨の回答は得られたものの、申立人が申立期間③に当該事業所に勤務していたことについて具体的な証言を得ることができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無い上、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から30年7月1日まで

私の夫は、大学を卒業後、昭和30年7月1日にA社(夫の父が経営)に入社するまでの間、B社(現在は、C社)に勤務しており、24年5月16日から25年5月6日までは同社に係る健康保険の記録があるにもかかわらず厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に勤務し厚生年金保険料を払っていたので、厚生年金保険期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C社健康保険組合の記録によると、申立人は、昭和24年5月10日から25年5月6日までの期間、同組合に係る健康保険の被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、昭和26年9月にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している元従業員は「申立人の在籍期間は短く、父親の事業を継ぐため、私が退職する前に退職した。」と証言している上、別の元従業員は、「申立人の勤務期間は1年から2年ぐらいの短期間であり、正式採用ではなかったと思う。」と証言しており、申立人が同社で勤務していた期間を特定することができない。

また、C社は、「申立人の入社日や退社日、退職金や給与実績等の分かる資料は見当たらない。また、本社が保管する厚生年金保険の被保険者記録簿においても、申立人に係る被保険者記録は見当たらない。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

さらに、申立人の妻が記憶するB社の元従業員4人は、既に死亡しているため、これらの者に当時の状況を照会することができない。

なお、申立期間の一部期間において健康保険組合の被保険者であったことが確認できるが、C社は、「健康保険の記録簿によると、他の被保険者に記載さ

れている社員番号の記載が申立人には無いことから、申立人は、当社の社員の身分ではなかった可能性がある。」と回答していることから、申立人はB社の社員の身分ではなかったため、組合管掌健康保険には加入していたものの厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 3 月 22 日から 9 年 3 月 31 日まで
② 平成 9 年 10 月 22 日から 10 年 4 月 15 日まで

私は、申立期間については、いずれも、A社B支店の派遣社員として働いていた。厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間については、A社B支店の派遣社員として働いていた。」と主張している。

しかし、申立人は、「A社からの派遣社員として勤務していたのは自分だけだった。」と供述していることから、当時の状況について同僚等への聞き取り調査を行うことはできない上、A社は、「法定の保管期限を経過しているため、申立人に係る人事記録は保管していない。」と回答していることから、申立人の同社に係る在籍期間を確認できない。

また、申立期間①及び②に係る雇用保険の記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間①及び②を含む平成 5 年 4 月 1 日から 10 年 4 月 15 日まで、申立人の夫が加入する健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月 1 日から 29 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 12 月 31 日までの間、A 市 B 町にあった C 社又は D 社で継続して勤務していたと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A 市 B 町にあった C 社又は D 社で継続して勤務した。」と主張しているが、日本年金機構は、「C 社及び D 社については厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。」としている上、所在地を管轄する法務局においても当該事業所に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人は、当該事業所の事業主の氏名を記憶していないため、当該事業所の元事業主から申立人の勤務実態及び申立人の給与からの厚生年金保険料控除の有無等について確認することができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務したとする元従業員については、申立期間について厚生年金保険被保険者の記録が確認できない。

加えて、E 図書館は、「昭和 26 年から 29 年ごろまでの地図で調査したが、B 町周辺において C 社又は D 社という名称の事業所は確認できない。」と回答している上、F 商工会議所は、「27 年以降の会員データにおいて C 社又は D 社の事業所名は確認できず、類似する事業所名についても確認できない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚

生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 4 月 16 日から同年 10 月 16 日まで

私の夫は、昭和 22 年に A 社 (現在は、B 社) に入社し、50 年 6 月までの間、継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとされており納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻及び子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A 社に継続して勤務していた。」と主張しているが、B 社が保管する年金保険並健康保険臺帳によると、申立人は、昭和 27 年 4 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 10 月 16 日付けの雇入れにより、再度同資格を取得していることが確認できる。

また、B 社が保管する、事業所と労働組合との間で締結された昭和 27 年 4 月 15 日付けの協定書によると、「別示の者を解雇するに就いては、会社は解雇者を 6 か月以内に再採用することを確約する」旨の協約が締結されていることが確認でき、これは申立人の年金記録において同年 4 月 16 日に被保険者資格を喪失し、6 か月後の同年 10 月 16 日に再度同資格を取得していることと一致する。

さらに、A 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同様に昭和 27 年 4 月 16 日に被保険者資格を喪失し、同年 10 月 16 日に再度同資格を取得している者が 15 人確認できる上、そのうちの一人は、「事業所との間で、不景気を理由に 6 か月間休業し、その間は失業給付を受給し、その後復職してほしいとの約束があった。自分の年金記録に空白期間がある理由としては失業給付を受給したためと思う。」と証言していることから、申立人

についても同様の取扱いであったものと考えても不自然ではない。

加えて、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者記録の始期は、昭和27年10月16日であり、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 7 月 7 日から 22 年 8 月 20 日まで
② 昭和 23 年 1 月 28 日から同年 3 月 31 日まで

私は、昭和 19 年 10 月 1 日から A 社 B 支店で勤務していたが、終戦で実家に引き揚げ、21 年 7 月 7 日から 22 年 8 月 20 日までの間、引揚者のために新設された同社 C 支店 D 事務所及び E 事務所で継続して勤務したが、C 支店で勤務した記録が欠落している。また、退職後は F 社で 23 年 1 月 28 日から 56 年ごろまで継続して勤務したと記憶しているが、同社の G 出張所で勤務した記録が欠落していることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 22 年 8 月 20 日まで A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、申立人が所持する辞令等及び H 社が保管する申立期間に係る役職員名簿により、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、H 社は、「申立期間当時の A 社は別法人であり、同社 C 支店が厚生年金保険の適用事業所であったのかについては不明である。」と回答している。

また、申立人が記憶する A 社 C 支店の支店長及び E 事務所長について、H 社が保管する役職員名簿により氏名が確認できるものの、オンライン記録によると、両人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が A 社 C 支店で一緒に勤務したと記憶する元同僚についても申立期間について被保険者記録が確認できない上、同人は、「私が C 支店等で勤務していたころの記録は無いが、会社が厚生年金保険に加入していたのかどうか分からず、給料から厚生年金保険料が控除されていたことを確認

したこともない。」と証言している。

加えて、日本年金機構は、「I 県内においてA社C支店又はE事務所の名称で厚生年金保険の適用事業所の記録は確認できない。」としている。

- 2 申立期間②について、申立人は、「F社のG出張所で勤務していた。」と主張しているところ、申立人が所持する辞令により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主から当時の状況を確認することができない。

また、オンライン記録によると、F社は昭和23年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所となる前の期間である上、F社G出張所も同年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②は適用事業所となる前の期間である。

さらに、F社及び同社G出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、両事業所がそれぞれ厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している者は申立人を除き、それぞれ8人及び7人確認できるが、全員の連絡先が不明であり、当時の状況を確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月1日から26年4月4日まで

私は、昭和23年4月1日にA社に新卒で入社したが、その後、B社の重役に勧誘され、25年10月1日から同社に転職した。

B社には、同社が解散した昭和29年6月ごろまで継続して勤務したが、年金記録には、入社当初から約6か月間の空白期間があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、申立人が申立期間においてB社で勤務していたことは推認できる。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人のほか元同僚3人が、昭和26年4月5日に同社において被保険者資格を取得していることが確認でき、当該3人のうち住所が判明した1人に対し、同社の入社日について照会したところ、「入社は、25年12月ごろであった。」と回答しており、申立人も、「同僚3人は自分よりかなり後に入社した。」と供述している。

これらのことから判断すると、B社では必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、一定期間に入社した者をまとめて資格取得させていたことがうかがえる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の同記号番号は、当該元同僚3人のうちの2人の同記号番号と連番で払い出されており、被保険者資格の取得手続に不自然さは感じられない。

さらに、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事務担当者の所在が確認できない上、後任の事務担当者も既に死亡している

ことから、厚生年金保険の加入及び保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 1 日から 42 年 7 月 15 日まで

私のA社での厚生年金保険について、国（厚生労働省）の記録では脱退手当金を受給したことになっているが、私は受給していない。年金記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 11 月 * 日に市役所に婚姻届を提出しているところ、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は、旧姓から婚姻後の姓に変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 12 月 12 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い旧姓から婚姻後の姓に変更されたと考えるのが自然である。

また、同払出簿の申立人の欄には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2203（申立期間②については、事案 602 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 4 月 1 日から 20 年 8 月 31 日まで
② 昭和 35 年 9 月 23 日から 41 年 6 月 30 日まで

私は、昭和 18 年 8 月に召集解除となり、勤務先である A 社に復職したが、召集解除は一時的であったので、B 県の C 社の D 部長の紹介により、召集解除が約束された同社に就職し、D 部長室で勤務した。しかし、同社で勤務していた期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い（申立期間①）。

その後、私は、昭和 23 年 12 月に E 社（後に F 社、現在は、G 社）に入社し、35 年 9 月以降は、H 製品の工場の設計に携わり、40 年機械搬入・据付、41 年 4 月試圧、同年 6 月平常運転を経て、同年 7 月に退職金を受領して退職した。しかし、F 社における厚生年金保険被保険者記録は、35 年 9 月 22 日で途切れている（申立期間②）。

調査の上、公正な判断をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚の証言により、申立人が、E 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、「C 社の部長室に、I 職として勤務していた。」と供述しており、上記の元同僚も、「申立人は、J 職ではなく I 職であった。」と供述しているところ、申立期間のうち昭和 19 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法施行前の労働者年金保険法が適用されていた時期であり、J 職等の現場労働者ではなかった申立人は、労働者年金保険の被保険者とならなかった可能性が高いと考えられる。

また、申立期間のうち昭和19年6月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険制度運用の準備期間であったため、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年4月1日から同年9月30日までの期間については、厚生年金保険(労働者年金保険を含む。以下同じ。)の被保険者となることができない期間であったと考えられる。

さらに、オンライン記録により、昭和18年及び19年にE社で労働者年金保険又は厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる元従業員21人に聴取しても、「申立期間当時の年金のことは、分からない。」と回答している上、同社は、既に存在せず、事業主の居所も不明であることから、申立期間当時における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は当該期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人が申立書の職歴内容に記載した事項は、F社の業務内容であることは確認できる。

しかし、申立期間②については、i) 申立人が、「H製品のプラントの実用運転を見届けて退社した。」と供述していることに対し、複数の元従業員は、「H製品の工場は昭和36年ごろにはすでに完成していたと思う。」と証言している上、同年にF社が発行したH製品のカタログが存在すること、ii) 当時、H製品のプラントの建設に携わっていた元同僚の証言によると、申立人が記憶している工場は、K工場の跡地に建設されたH製品を製造していた中小形工場であると考えられるところ、同社の刊行物によれば、中小形工場で製造していたH製品による商品は35年には発売されていることが確認でき、既に同年には同工場は稼働していたこととなり、申立人の供述と一致しないこと、iii) 同社は40年にG社と合併しているが、同社には当時の資料が残っておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できない上、元同僚からも、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことの証言は得られないこと、iv) 申立人は、36年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間の国民年金保険料をすべて納付済みであることといった事情が認められることから、申立期間②については、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年5月20日付けで通知が行われている。

申立人は今回、i) F社に勤務していたときの部下の名前を思い出したこと、ii) 昭和40年にL社が全自動システムのH製品関係設備を一括納入したことを挙げて、再度申立てを行っている。

しかし、申立人が記憶している部下は既に死亡している上、その部下の妻は、「申立人は、F社に勤務していたが、いつまで勤務していたかは分からない。」と回答しているため、申立人が同社に勤務していた期間を特定することはできない。

また、L社は、「申立人の供述どおりのH製品関係設備の納入についての事実を確認できない。」と回答している。

これらのことから、申立人の今回の申立ては、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 25 日から 38 年 4 月 1 日まで
② 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 10 月 20 日まで

私は、昭和 36 年 4 月 1 日に、A 社（39 年 12 月に、B 社に名称変更）に就職し、41 年 3 月 31 日に退職するまで、継続して同社で営業に従事していた。

給与は支払われていたのに、厚生年金保険被保険者記録に二つの空白期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 元同僚の証言から、申立人が申立期間①及び②においてA社及びB社で営業員として勤務していたことがうかがえる。

2 しかし、申立期間①について、オンライン記録によると、A社は当該期間始期の昭和 37 年 5 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、38 年 4 月 1 日に新たにB社として適用事業所となっており、当該期間については、A社及びB社が厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間である上、当該期間にA社又はB社において厚生年金保険被保険者記録を有する元従業員はいないことが確認できる。

また、当時の事業主の弟は、「A社を廃止し、B社として厚生年金保険の適用事業所となるまでの間については、給与は支払われていたが、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と証言している。

3 申立期間②について、元同僚の一人は、「B社となってからも業績が悪化した時期があり、厚生年金保険料の事業所負担分を少なくするために、申立人の被保険者資格を喪失させた可能性がある。」と証言している。

また、別の元同僚については、申立期間②より後ではあるものの、B社に在籍していたとする期間において、厚生年金保険被保険者記録に二つの空白

期間があることが確認でき、同社の事業主は、複数の従業員について一時期、厚生年金保険の資格を喪失させていたことがうかがえる。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立期間②における申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

- 4 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 10 日から 36 年 11 月 1 日まで
私は、昭和 27 年 9 月 10 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、30 年 12 月 3 日まで C 支店、36 年 10 月 31 日まで D 支店に勤務し結婚を機に退職したが、脱退手当金を受け取った記憶は無いのに、申立期間について脱退手当金が支給された記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答していたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A 社 D 支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人が退職した時期を含む昭和 32 年 1 月から 40 年 7 月までの間に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たした者は申立人を含み 16 人確認できるが、そのうち 7 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から半年以内に支給決定がなされていることが確認できる上、そのうちの一人は、「脱退手当金を退職金と一緒に受領したと思う。」と証言していることなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 28 日から 43 年 5 月まで

私は、昭和 40 年 6 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、43 年 5 月ごろに退社するまでの間、継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社にC職として勤務し、昭和 43 年 5 月ごろに前夫の転勤に伴い退職した。」と主張しているところ、申立人の前夫は、「同年 12 月に転勤した。」と証言しており、申立人の主張と異なる。

また、B社は、「申立期間当時の人事記録及び厚生年金保険に関する資料は保管しておらず、A社出身の従業員に確認したが、当時の状況が分かる者はいなかった。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、A社D支店に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員 16 人に文書により照会したところ、10 人から回答があり、そのうちの一人は、「申立人は同社に勤務していたが、私は先に退職したので申立人の勤務期間については分からない。」と証言している上、残る 9 人は、「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人が申立期間に同社に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

加えて、公共職業安定所が保管する申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人の当該事業所に係る同記録は、昭和 41 年 12 月 27 日に資格を喪失しており、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保

険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年初めから 32 年初めまで

私は、A町にあった、B社に昭和 30 年初めに入社し、32 年初めまで事務員兼家事手伝いとして勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できないので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、B社の社長宅に住み込みで勤務していた。」と主張しているところ、申立期間当時の事業主の親族は、「申立人は、申立期間ごろに、B社の従業員として2年ほど勤務していた。」と証言していること、及び申立人が記憶する同社の所在地、業種、事業主家族の氏名等は、商業登記簿謄本、上記の元事業主家族及び元従業員の証言と一致することから、申立人は、申立期間当時、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 42 年 5 月 1 日であり、申立期間は同社が適用事業所となる前の期間である上、元事業主は、「申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したかどうかは、資料が残っていないので不明であるが、厚生年金保険の適用事業所になるよりもだいぶ前なので、保険料は控除していなかったと思う。」と回答している。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 42 年 5 月 1 日に、同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員は、「私は 41 年末ごろ入社したが、入社した当時、給料から厚生年金保険料は控除されていなかったことを記憶している。42 年 5 月ごろ、社長から厚生年金保険に加入することになったと説明された以降、給料から厚生年金保険料が控除されるようになった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで

私は、A社B支店の履歴書カードに記載されているとおり、昭和 35 年 11 月 1 日から臨時社員としてC作業所に採用されたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社(現在は、D社)B支店の履歴者カードの写しにより、申立人は、申立期間当時、臨時社員及び試用員として、C作業所において勤務していたことが認められる。

しかしながら、D社によると、「A社が、臨時社員、試用員等について厚生年金保険等への加入を制度化した社長通達が施行されたのは昭和 38 年 10 月 1 日であり、同日以降、事業所単位で、順次、厚生年金保険の適用事業所として届出を行っており、申立人の申立期間は、当該通達が施行される以前のため、厚生年金保険に加入していたという事実はないと思われる。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人が記憶する元同僚 4 人についても、臨時社員であったと思われる期間において、厚生年金保険の被保険者記録は無い上、連絡の取れた当該元同僚のうち一人は、「厚生年金保険に加入していないため、保険料は控除されていないと思う。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 1 月 20 日から 43 年 9 月 16 日まで
② 昭和 43 年 12 月 3 日から 44 年 10 月 21 日まで

私は、A社を退職した後に脱退手当金を受け取ったことは記憶しているが、その後、B社とC社に勤務し、同社を退職した後には脱退手当金を受け取っていないので、調査の上、支給したという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、厚生年金保険被保険者台帳記号番号が異なる二つの事業所(B社及びC社)における厚生年金保険被保険者期間が漏れなく計算の基礎とされている上、申立人がC社に勤務した際に払い出されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、脱退手当金の支給決定日(昭和 47 年 5 月 1 日)直後の同年 5 月 11 日に重複取消されていること、申立人の厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の表示が記されていること、支給額に計算上の誤りが無いことなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
平成 5 年ごろ、昭和 36 年 6 月のみ給与明細書があったので、当該月については厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらった。実際は、同年 3 月から働いていたので、申立期間も被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「昭和 36 年 3 月 1 日に採用され、同年 7 月 1 日まで継続して勤務した。」と主張している。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡している上、事業主の妻（同社の監査役）に照会しても回答が得られない。

また、申立人が記憶する元同僚 4 人は、連絡先不明又は死亡のため、当時の状況を照会することができない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間を含む昭和 35 年 1 月から 36 年 9 月までの期間に被保険者資格を有する元従業員 30 人のうち、連絡先が判明した 10 人に文書照会したものの、回答のあった 7 人全員が、「申立人のことは知らない。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態を確認できない。

なお、申立人は、昭和 36 年 6 月分の給与明細書を所持しており、「平成 5 年ごろに社会保険事務所(当時)の窓口において、当該給与明細書を示した結果、当該月の被保険者記録が認められた。」と主張しているが、上記のとおり、A社に係る被保険者名簿において、資格取得日を昭和 36 年 6 月 1 日とする申立人の記録が確認でき、当初から当該期間の記録が管理されていたことが認められる。

また、オンライン記録によると、i) 平成 6 年 1 月 5 日に、同社に係る申立

人の被保険者記録について、氏名変更（「B」から「C」）の処理が行われていること、ii）同月26日に他の2事業所に係る申立人の被保険者記録と統合処理が行われていることが確認できることから、当初から申立人の当該事業所に係る被保険者記録は管理されていたものの、別番号で管理され、申立人の氏名が誤った読み仮名で記録されていたため、申立人の記録と識別されていなかった記録が、申立人からの指摘に基づき統合処理されたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 31 日まで

私は昭和 42 年 4 月 1 日から約 1 年間、A 県の B デパート内にあった C 事業所で勤務した。しかし、厚生年金保険の記録が無いので調べていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立期間のうち、一部期間について申立人が C 事業所を運営する D 社 E 本部に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、D 社 E 本部は、昭和 45 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所になる前の期間である。

また、当該事業所が適用事業所となった時期に在籍した複数の元従業員に、申立人の厚生年金保険の加入状況について照会したものの、申立人の当時の勤務実態や保険料控除について具体的な証言を得ることができない。

さらに、上記元従業員のうち一人は、「当時 C 事業所は、F 職と助手の二人が業務を行っていた。F 職は G 地方から来ることが多く、本社である H 県の D 社で厚生年金保険に加入していたと思う。」と証言しているところ、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間において申立人の名前は見当たらず、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人の供述などから判断すると、申立人は C 事業所で助手を務めていたとみられるところ、D 社の元従業員は、「助手の場合は約 1 年の試用期間があった。」「助手はすぐに辞める者が多く、最初は研修期間と称して厚生年金保険等には入れなかった。」とそれぞれ証言していることから、D 社は助手等一部の従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金に加入させる取扱いではなかったと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 62 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

私は、業務の都合上、A社からB社へ、B社からC社へ移籍しているが、3社は関連会社であり、申立期間①については、A社に勤務していた期間であり、申立期間②については、B社に勤務していた期間である。申立期間①及び②の給与から保険料は控除されていたにもかかわらず、記録が無いのはおかしいので、よく調べていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社で勤務していたと主張しているものの、i) 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、申立人は昭和55年7月31日にA社において被保険者資格を喪失していることが確認できること、ii) 申立人が所持している55年分給与所得の源泉徴収票によると、A社を申立期間初期直前の同年8月30日に退職している記述が確認できること、iii) A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人の退職日はオンライン記録と一致していることが確認できることから、当該事業所において勤務実態を確認することはできない。

一方、当該期間において、i) 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、申立人は当該期間前の昭和55年8月1日にD社（B社の子会社）において被保険者資格を取得していることが確認できること、ii) 申立人が所持している55年分給与所得の源泉徴収票によると、当該事業所に同年8月1日に就職している記述が確認できることから、当該期間において、当該事業所に勤務していたことが推認される。B社によると、「唯一保管していた55年8月26日作成の「D社新規採用者の給与計算の算定基礎金額」資料から、申立人及び元同僚二人を同年8月1日に採用していること

は確認できるものの、理由は不明であるが、申立人の給与は同年9月から支給されていたようである。その他、申立人の勤務実態や保険料控除の状況についての資料は無い。」と回答しており、当該期間の保険料控除について確認することができない。

また、申立人が所持している昭和55年分給与所得の源泉徴収票の当該事業所における社会保険料等の金額欄に記載された金額が、オンライン記録の標準報酬月額から計算した同年10月からの健康保険及び厚生年金保険の保険料額に雇用保険料の額を加算した額とほぼ等しくなることから判断すると、当該事業所は、同年10月の申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと認められ、B社によると社会保険料は翌月控除であるとしていることから、当該事業所は申立人の資格取得日をオンライン記録と同様の同年9月として社会保険事務所（当時）に届出を行っていたと推認される。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立人と同一日の昭和55年9月1日に資格取得し、D社に係る雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から申立人と同一日の同年8月1日に資格取得していることが確認でき、上記B社が保管している資料から申立人と同一日の同年8月1日に採用されていることが確認できる元同僚二人に、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除の有無について照会し、当該二人から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言は得られない。

- 2 申立期間②について、申立人は、当該期間について、B社で勤務していたと主張しているものの、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、申立人は昭和62年9月20日にD社において被保険者資格を喪失していることが確認できること、ii) B社が保管している申立人の退職願によると、「昭和62年9月20日を以て、D社を退職させていただきます。」との記載が確認できる上、同月9日の同社稟議書によると、「申立人の願いにより9月20日退職を命ずる。」との記載が確認でき、申立期間に当該事業所における勤務実態を確認することはできない。

一方、当該期間において、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、申立人は、昭和62年9月21日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該期間において、C社（現在は、A社）に勤務していたことが推認される。A社によると、「申立人の勤務実態や保険料控除の状況が分かる資料については、約30年前の期間であるため、書類保存期間を過ぎており、処分したと思われる。」と回答しており、当該期間の保険料控除について確認することができない。

また、C社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和62年10月1日であり、当該適用日に申立人は同社において被保険者資格を取得していることが確認できる上、同一日に被保険者資格を取得している元同僚二人

に、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除の有無について照会し、当該二人から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言は得られない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 4 月 1 日から 20 年 10 月まで

私は、昭和 19 年 4 月 1 日から 20 年 10 月ごろまで A 市に所在する B 事業所に C 職として勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 事業所における元同僚として 3 人の名前を記憶しているところ、同事業所で被保険者資格を有する元従業員二人が、「当該元同僚 3 人は同事業所の職員であった。」と証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人は同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 25 年 3 月であり、申立期間は同事業所が適用事業所となる前の期間である。

また、B 事業所は、「申立期間当時の人事記録、賃金台帳など、申立人の在籍や保険料控除を確認できる資料は無い。」と回答しているものの、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 25 年 3 月 1 日）に同事業所に係る被保険者資格を取得した元従業員は、「24 年から 25 年ごろに、事業所が厚生年金保険に加入していないことについて職員が騒ぎ出したため、同年初めに厚生年金保険の適用事業所となった。適用事業所となる前に厚生年金保険料は控除されておらず、適用事業所となってから職員が被保険者資格を取得し、保険料が控除されるようになった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

当時の写真のほか証明できるものは無いが、得意先への受注活動や納品配達を行い、店内の仕事もするなどA社に勤務していたことに間違いは無い。調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持するA社勤務時に写したとする写真及び備忘録により、「当該事業所において昭和35年10月1日から同年12月31日まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所名簿にも、A社が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできない。

また、申立人は、当時のA社の従業員数を、「4人から5人だった。」と供述しているところ、当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本により確認ができた元役員及び同役員が記憶する元同僚は、「申立期間当時の同社の社員数は、3人から5人だった。当時社員数が常時5人以上いないと厚生年金保険に加入できなかったもので、同被保険者の記録は無いと思う。」、「私自身も同社における厚生年金保険被保険者記録は無い。」とそれぞれ証言している上、上記元同僚は、「申立期間当時、健康保険についてはB国民健康保険組合に加入していた。」と証言しているところ、同組合は、「当該事業所について、事業主は申立期間前から死亡するまでの間、当組合に加入していることが確認できる。ただし、従業員については、退職と同時に記録を抹消するので確認することができない。」と回答している。

これらのことから判断すると、A社は、厚生年金保険の適用事業所の要件である従業員数（常時5人以上）を満たしていなかったため、同保険の適用事業

所の届出を行っておらず、従業員の健康保険について国民健康保険に加入していたことがうかがえる。

さらに、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、当該事業所は既に廃業している上、事業主は既に死亡しており、上記元役員及び元同僚からは申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

加えて、上記元役員が記憶するA社の顧問公認会計士は、「厚生年金保険の手続については分からない。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から36年3月7日まで

私は、昭和25年2月1日から36年3月7日までの間、税関の近くにあったA事業所（現在は、B社）に勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、税関の近くにあったA事業所に勤務していた。」と主張しているところ、B社C支店が保管する雇用保険被保険者離職票によると、申立人に係る雇用保険の被保険者期間は、昭和34年12月1日から36年3月7日までとなっていることから、申立期間の一部について申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社C支店は、「申立人に係る人事記録等はなく、雇用保険被保険者離職票のほかに、申立人が当社に勤務していたことを確認できる資料は無い。」と回答している上、同支店は、「申立人に係る雇用保険被保険者離職票によると、賃金額について、D欄に記載されており、申立人は、固定給ではないことから、正社員ではなかったものと考えられる。」と回答している。

また、元従業員の一人名は、「正社員は厚生年金保険に加入していたが、日給者については、日雇いなので加入していなかった。」と証言している。

さらに、A事業所C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同支店が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和25年2月1日から30年3月1日までの間に被保険者資格を取得している元従業員60人のうち、連絡先の判明した12人について文書により申立人の勤務実態等について照会し、9人から回答があったが、全員が「申立人を記憶していない。」と証言しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について具体的な証言を得ることができ

ない。

さらに、上記の名簿によると、申立期間に被保険者資格を取得している者の中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 6 月 1 日まで
② 昭和 42 年 9 月 21 日から同年 11 月 10 日まで

高校を卒業してすぐの昭和 33 年 4 月に、同学年の男性一人と一緒に A 社（現在は、B 社）に入社したので、同社の記録が 34 年 6 月からなのは間違いである。また、前の会社を退職してすぐ入社したので、C 社の記録が 42 年 11 月からなのは間違いである。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、申立期間①中に A 社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した元同僚二人の名前を記憶しており、当該元同僚のうちの一人も、申立人が入社してきたことを記憶していること、及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人と同日の昭和 34 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員のうちの 3 人（いずれも自身の入社は 34 年 2 月から 4 月までの間だったと供述）が、「申立人は、私が入社する前から働いていた。」と供述していることから、申立人が申立期間①当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は「申立期間①当時の資料を保管していないため、厚生年金保険の届出や保険料控除等については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間①当時の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、A 社に係る被保険者名簿によると、申立期間①において、申立人が一緒に入社したと記憶する元同僚の記録も見当たらない上、申立人と同日に被保険者資格を取得している従業員は申立人を含め 5 人確認でき、このうち申立人を含む 4 人の厚生年金保険被保険者記号番号は連番であることが

確認できるところ、このうちの一人は、「私が入社したとき、給料から健康保険料・厚生年金保険料が引かれておらず、健康保険被保険者証ももらえなかったのもので、父から社長に社会保険に加入するよう頼んでもらった。」と供述し、また別の一人は、「見習期間の後、厚生年金保険に加入した。加入前の給料から同保険料は引かれていなかった。」と供述している。

- 2 申立期間②については、C社の元従業員二人の証言から、申立人が前職のD社を退職後すぐにC社に入社したことは推認できる。

しかしながら、C社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の保険料控除について確認することができない。

また、C社の元従業員は、「私は昭和41年に入社し、1年くらい働いていたが、厚生年金保険の記録は42年4月からの2か月間ほどしかない。入社当初は厚生年金保険に加入しておらず、加入していない期間の給料から同保険料は引かれていなかった。」と供述している。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 8 月 1 日から 31 年 9 月 10 日まで
② 昭和 34 年 7 月 1 日から 38 年 4 月 10 日まで
③ 昭和 38 年 5 月 24 日から 39 年 10 月 1 日まで

私は、脱退手当金を支給されたとする昭和 43 年 8 月 2 日は、出産したばかりで、脱退手当金を受給できる状況ではなかったため、受け取っていない。よく調査いただきたい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、申立人の氏名は、昭和 43 年 7 月 * 日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年 8 月 2 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、オンライン記録によると、申立期間において、3 つの事業所に係る被保険者期間が確認できるところ、申立人の脱退手当金は、当該 3 事業所を管轄している各々の社会保険事務所（当時）で管理されていた厚生年金保険被保険者期間が漏れなく請求されている上、申立人の脱退手当金の支給額は、当該期間を対象として計算されているとともに、その額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月1日から24年2月1日まで

私は、昭和22年2月1日からA社でB事務の正社員として勤務していた。私自身が社会保険の事務を行っており、入社当初から厚生年金保険に加入していたので、記録が欠落していることに納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務したC社が保管する申立人に係る従業員カードによると、職歴欄に「S22. 2～24. 4、A社、D業務」との記載が確認できる上、A社の閉鎖登記簿謄本の設立日（昭和22年7月*日）及び元同僚の証言により、申立人は申立期間ごろ同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険事業所名簿によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日（適用年月日）の記載は無いものの、当該事業所名簿の同社の上段の事業所の適用年月日が昭和24年2月1日であり、後段の事業所の適用年月日が同年4月1日であることが確認できることから、同社は同年2月から同年4月ごろの間に厚生年金保険の適用事業所となったことが推認できる。

また、i) 厚生年金保険被保険者番号台帳払出簿により確認できる申立人に係る同被保険者記号番号の資格取得日、ii) 当該番号と連番で払い出されている同社における被保険者8人の資格取得日、iii) 申立人及び上記8人のそれぞれの同被保険者台帳（旧台帳）により確認できる同社における資格取得日は、それぞれのオンライン記録の資格取得日である昭和24年2月1日と一致する。

さらに、上記8人のうち、所在が確認できた元同僚一人によると、「私の父がA社の出資者の一人であり、その関係で入社した。申立人は別の出資者の大

学時代の後輩として入社した。同社は出資者の知人が集まった会社であり、私が入社した会社設立当初（昭和 22 年 7 月 * 日）ごろの従業員数は申立人を含め 5 人程度であった。」と証言しており、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となるべき従業員数（常時 5 人以上）を満たしていなかった可能性がうかがえる。

加えて、上記元同僚に聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入を裏付ける証言や証拠は得られない上、閉鎖登記簿謄本によると、A社は昭和 30 年 4 月 * 日に清算終了しており、申立期間当時の代表取締役は既に死亡している等、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2219 (事案 1050 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年4月1日まで

私は、昭和18年4月1日に、A社B工場に入社した。社会保険事務所(当時)で、「A社での厚生年金保険被保険者期間は4年間ある。」と聞いた。当時の年金記録に不備があるので調査の上、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)及びA社が保管する申立人に係る工員台帳の同被保険者記録によると、申立人は、昭和19年4月1日に同社B工場で被保険者資格を取得し、20年10月1日に同資格を喪失していることが確認できること、ii) 申立人は、昭和19年3月25日にC国民学校・高等科を卒業していることが確認できることから、申立期間について勤労働員学徒であったものと考えられるところ、A社B工場において、同年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している元同僚は、「私は勤労働員として18年から勤務していた。」と証言していることから、事業主は、勤労働員学徒を、同保険(当時の名称は労働者年金保険)の被保険者として加入させていなかったことがうかがえること等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成21年11月2日付けで通知が行われている。

申立人は、今回新たな資料等を提出することなく、「私は、昭和18年4月1日からA社B工場で勤務した。社会保険事務所の職員からは、同社での厚生年金保険被保険者期間は4年間あると聞いた。」との従来主張を繰り返して再申立てしているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。